

令和4年度版

こころの健康センター所報

三重県こころの健康センター
(精神保健福祉センター)

はじめに

平素は、三重県こころの健康センターの業務に対してご支援、ご協力をいただき、ありがとうございます。令和4年度版三重県こころの健康センター所報をお届けします。

令和5年度および6年度から改正精神保健福祉法が施行されます。医療保護入院期間の法定化、医療機関における虐待防止の措置の義務化など重要な改正がありますが、最も重要な改正点は、精神保健に関する相談支援の対象が、精神障害者とその家族から精神保健に課題を抱える者へと拡大すること、都道府県のみならず市町村も精神保健に関する相談支援を行うようになったことだと思われまます。都道府県は市町村が行う精神保健に関する相談支援に対して、必要な援助を行うよう努めなければならないことも明確化されました。

また、市町村長が医療保護入院の同意者である、訪問を希望する方を主な対象とした入院者訪問支援事業も開始されます。精神疾患の正しい理解と初期対応を知るための「心のサポーター養成事業」も令和6年度から正式に始まります。

世界精神保健日本調査セカンドにおいて、精神障害の生涯有病率が22.9%であり、多くの方が罹患することが明確になってきたことなどが、上記の法律改正や新事業の背景にあります。

精神保健医療福祉分野に関しては、厚生労働省から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「にも包括」）という概念が提示されています。「にも包括」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、安心して暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、社会生活などが包括的に確保されたシステムのことで、市区町村が中心として構築を進めることが期待されています。精神保健福祉センター（三重県ではこころの健康センター）は、保健所とともに主に市町村の後方支援を担うという役割を持っています。今回の法律改正や新事業などの一連の動きは、精神保健医療福祉の大きな転換点の始まりとなるでしょう。

今回の法律改正に伴い、精神医療審査会では一層の厳正な審査を求められます。精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費支給認定の判定とともに、相変わらず事務作業量は膨大ですが、公正な処理を継続していきたいと思えます。

今後もよろしくお願いいたします。

令和6年2月

三重県こころの健康センター
所長 楠本みちる

目 次

I こころの健康センター概要

1 沿 革	1
2 業 務	1
3 施設の概要	4
4 組織及び職員構成	5
5 県内の市町と人口	6

II こころの健康センターの活動概要

1 技術指導・技術支援	7
(1) 関係機関への技術指導・技術援助	
(2) 研修会・勉強会等への職員講師派遣	
2 教育研修	13
(1) 精神保健福祉研修	
3 普及啓発	17
(1) こころの健康センター案内リーフレットによる啓発	
(2) 「こころのケアガイドブック」の作成	
(3) ホームページによる普及啓発	
(4) メールマガジンの発行	
(5) 職員による講演活動（再掲）	
4 精神保健福祉専門相談	21
(1) 専門電話相談	
(2) 専門面接相談	
(3) 全体の相談件数	
(4) 特定相談指導事業（再掲）	
(5) こころの傾聴テレフォン	
5 組織育成・支援	28
(1) 家族会への支援	
(2) 精神保健福祉ボランティアへの支援	
(3) 当事者会・当事者グループへの運営支援	

6	薬物相談ネットワーク整備事業	29
	(1) 依存症専門相談	
	(2) 家族教室	
	(3) 依存症フォーラム	
	(4) NPO法人との協働委託事業	
	(5) ギャンブル障害集団プログラム	
7	ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）	32
	(1) ひきこもり専門相談	
	(2) 家族教室・家族のつどい	
	(3) 講演会・研修会	
	(4) 関係機関との連携	
	(5) 普及啓発	
8	自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター）	36
	(1) 自殺予防・自死遺族相談	
	(2) 講演会・研修会	
	(3) 普及啓発事業	
	(4) 自死遺族支援	
	(5) その他関係機関との連携及び技術支援	
	(6) その他	
9	精神医療審査会の審査に関する事務	43
	(1) 入院届・定期病状報告の審査	
	(2) 退院請求・処遇改善請求の審査	
	(3) 参考資料（精神科病院一覧、病床数、入院患者の状況）	
10	精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務	48
	(1) 令和4年度 交付状況	
	(2) 手帳の所持者数（各年度末）	
	(3) 保健所別 手帳所持者数及び所持率	
11	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務	51
	(1) 受給者証認定申請件数（令和4年度）	
	(2) 受給者証所持者数（年度別）	
	(3) 受給者証所持者数（年齢別）	
	(4) 受給者証所持者数（疾患別）	
	(5) 受給者証所持者数及び所持率（保健所別）	

12 その他	53
(1) 心神喪失者等医療観察法関連	
(2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援	
(3) 三重県障害者自立支援協議会への参加	
(4) 学会発表等	

Ⅲ 資料集

1 メールマガジン（第46号～第49号）	56
2 令和4年度 三重県こころの健康センター業務の方向性	70

I こころの健康センター概要

1 沿革

三重県こころの健康センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づいて設置された地域精神保健福祉活動の中核機関である。

- 昭和61年5月 三重県津庁舎保健所棟1階（津市桜橋3丁目446-34）に開設。保健環境部保健予防課の分室としてスタート。
- 昭和63年10月 三重県久居庁舎（久居市明神町2501-1）の完成に伴い、同庁舎1階に移転。
- 平成元年4月 県健康対策課の地域機関として独立。「三重県条例第5号」
- 平成11年8月 保険医療機関開設。「三重県条例第5号の一部改正」
- 平成13年7月 三重県津保健福祉部久居支所の廃止に伴い、保健所支所跡に事務所移転（久居庁舎内）。
- 平成14年4月 精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療費の判定・承認業務、精神医療審査会事務局が業務に加わる。
- 平成19年5月 こころの傾聴テレフォン開始。
- 平成20年4月 三重県津庁舎保健所棟2階（津市桜橋3丁目446-34）に移転。
- 平成23年4月 精神保健福祉相談を専門相談化。
- 平成23年4月 三重県自殺対策情報センターを開設。
- 平成25年4月 三重県ひきこもり地域支援センターを開設。
- 平成30年3月 三重県自殺対策情報センターから三重県自殺対策推進センターに名称変更

2 業務

三重県こころの健康センターは、「精神保健福祉センター運営要領」（健医発第57号厚生省保健医療局長通知、平成8年1月19日）に基づき、県内全域を管轄し次の業務を行っている。

（1）企画立案

精神保健福祉を推進するため、県の精神保健福祉主管課及び関係機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する提案、助言を行う。

（2）技術指導及び技術支援

精神保健福祉活動を推進するため、保健所・市町及び関係機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

（3）教育研修

障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で、精神保健福祉業務に従事する職員等に専門的研修を行い、

人材の育成及び技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

精神保健医療福祉分野に関する正しい知識や、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、支援を行う。

(5) 精神保健福祉専門相談

精神保健医療福祉に関する一般的な相談のみならず、複雑または困難なものも扱う。特に、「ひきこもり」「依存症」「自殺予防・自死遺族」については専門相談を標榜する。当事者、家族、支援者いずれも対象とする。

(6) 組織育成・支援

精神保健福祉の向上を図るためには、県民や民間団体などによる活動も重要であることから、家族会、当事者会、関係機関等の育成支援に努める。

(7) 薬物相談ネットワーク整備事業

薬物相談や依存症専門の対応ができる人材を育成するための研修や、依存症問題家族教室を開催するとともに、センターの依存症相談機能を充実する。また、薬物相談ネットワークを構築することにより、薬物相談に総合的に対応する体制を整備する。

(8) ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

ひきこもり専門相談機能を高めながら、ひきこもり家族教室・家族会を開催し、ひきこもり相談に総合的に対応する体制を整備する。ひきこもり地域支援センターとして、ひきこもり相談に適切に対応できる人材を育成するための研修を実施し、ひきこもり支援ネットワークの構築に努力する。

(9) 自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター）

自殺対策推進センターにおいて、自殺予防・自死遺族への相談対応ができる人材を育成するための研修や、自死遺族のつどい（わかちあいの会）を開催するなど、自殺予防・自死遺族の相談機能を充実する。また、自殺対策所管課や保健所と協力して、市町自殺対策所管部署等関係機関への支援を行う。

(10) こころの健康危機管理事業

こころの健康危機管理に対応できるよう、人材育成の研修を行うとともに、こころのケアに対する支援体制の整備支援を行う。

(11) 精神医療審査会の審査に関する事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第12条の規定により設置された精神

医療審査会の開催事務及び審査会の審査に必要な事務を行う。また、同法第38条の4の規定による退院等の請求に関する審査に必要な事務を行う。

(12) 精神障害者保健福祉手帳の判定及び承認事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する判定業務及び承認業務を行う。

(13) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第53条第1項の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請に関する判定業務を行う。

(14) その他

① 調査研究

統計及び資料を収集・整備し、県、保健所、市町等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

3 施設の概要

(1) 所在地

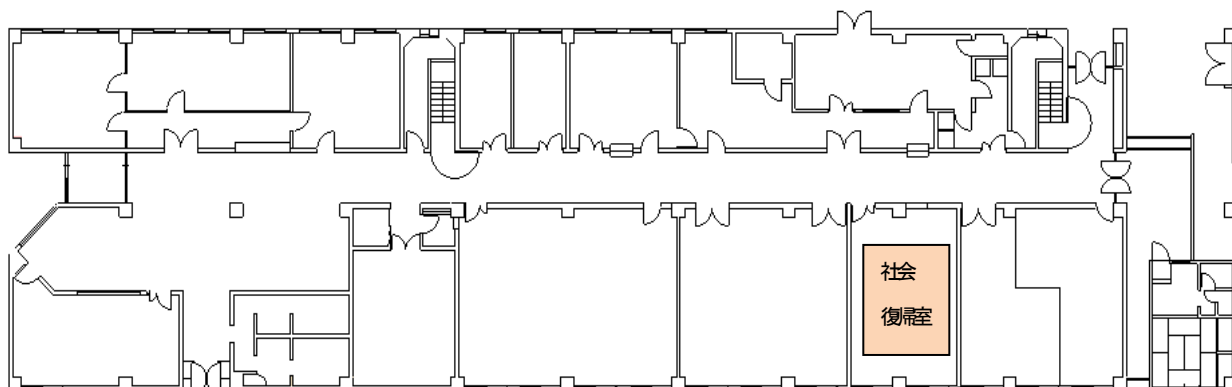
三重県津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所棟2階

(2) 施設の状況

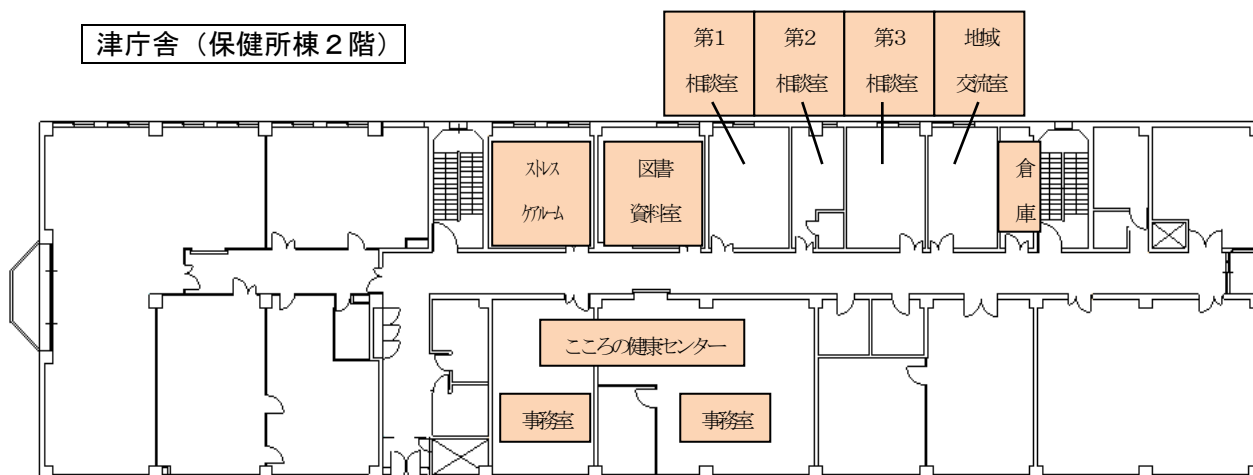
① 敷地面積 (津庁舎)	23,879.63㎡	
② 建物面積 (保健所棟)	延床面積	3,447.68㎡
③ 建物構造 (保健所棟)	鉄筋コンクリート造3階建	
④ 各室面積		
事務室 (電話相談室)	110.63㎡、	事務・作業室 53.24㎡、
第1相談室 (診察室)	29.12㎡、	第2相談室 24.00㎡、
第3相談室	23.68㎡、	図書資料室 38.40㎡、
ストレスケアルーム	38.40㎡、	地域交流室 19.20㎡、
倉庫	19.20㎡、	社会復帰室 (保健所棟1階) 50.97㎡
		計 406.84㎡

(3) 平面図 (令和4年4月1日現在)

津庁舎 (保健所棟1階)



津庁舎 (保健所棟2階)



4 組織及び職員構成 (令和4年4月1日現在)

(1) 組織及び所掌事務

所 長 — 副所長 (兼)	審査総務課 (5名)	センター管理・総務・予算・経理
	会計年度任用職員	精神障害者保健福祉手帳事務 自立支援医療費(精神通院医療)事務 精神医療審査会事務局 センター長会、センター研究協議会 精神保健福祉協議会事務局
	技術指導課 (5名)	精神保健福祉に関する技術指導・技術支援 教育研修の企画立案と実施
	会計年度任用職員	精神保健福祉に関する普及啓発 精神保健福祉専門相談 協力組織育成・支援 薬物相談ネットワーク整備事業 こころの健康危機管理事業 ひきこもり対策事業 (三重県ひきこもり地域支援センター) 自殺対策事業 (三重県自殺対策推進センター)

(2) 職員構成

職 名	職 種	人数
所 長	医師	1
副所長兼審査総務課長 (事務吏員)	一般事務	1
技術指導課長 (技術吏員)	保健師	1
課長代理 (技術吏員)	精神保健福祉士	1
課長代理 (事務吏員)	一般事務	1
主 査 (事務吏員)	一般事務	2
主 査 (技術吏員)	作業療法士	1
主 任 (事務吏員)	一般事務	1
主 任 (技術吏員)	看護師	1
技 師 (技術吏員)	保健師	1
会計年度任用職員	ひきこもり地域支援センター支援員	(1)
会計年度任用職員	自殺対策推進センター支援員	(2)
会計年度任用職員	こころの傾聴テレフォンリスナー	(16)
会計年度任用職員	ひきこもり多職種連携チーム支援員	(1)
会計年度任用職員	行政事務支援員	(1)
計		11(21)

5 県内の市町と人口

令和4年4月1日現在



市町名	人口（人）
県計	1,744,795
津市	271,090
四日市市	303,046
伊勢市	120,802
松阪市	156,837
桑名市	136,865
鈴鹿市	193,314
名張市	75,141
尾鷲市	15,603
亀山市	49,724
鳥羽市	16,933
熊野市	15,366
いなべ市	44,313
志摩市	44,400
伊賀市	86,463
木曾岬町	5,870
東員町	25,699
菰野町	40,336
朝日町	11,108
川越町	15,388
多気町	13,672
明和町	22,250
大台町	8,298
玉城町	14,903
度会町	7,674
大紀町	7,424
南伊勢町	10,379
紀北町	13,934
御浜町	7,891
紀宝町	10,072

Ⅱ こころの健康センターの活動概要

1 技術指導・技術支援

(1) 関係機関への技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町及び関係諸機関に対して、企画助言、情報提供、ケース援助、事例検討、研修会・研究会、連絡調整、委員会・会議等、精神保健福祉に関する技術指導・技術支援を行った。

関係機関への技術指導・技術援助 (令和4年度 実施回数)

企画助言	情報提供	ケース援助	事例検討	研修会・研究会	連絡調整	委員会・会議	その他	合計
7	2	13	2	4	2	53	2	85

内容別内訳

(令和4年度延べ件数)

区分	内 容												合計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所	0	62	7	7	7	0	1	6	8	0	2	0	100
市町	0	54	18	18	18	0	1	16	15	0	0	0	140
福祉事務所	0	1	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	5
医療機関	0	73	15	15	15	0	0	2	9	0	0	0	134
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者支援施設	0	0	10	10	10	0	0	0	2	0	0	0	32
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他	0	218	45	45	45	0	0	26	45	0	1	1	426
合計	0	408	95	95	95	0	2	53	81	0	3	1	838

(2) 研修会・勉強会等への職員講師派遣

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的とし、下記の研修会や勉強会に職員を講師として派遣した。

① 保健所

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
令和4年 6月2日(木)	令和4年度第1回鈴鹿地域精神保健福祉連絡会 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて	鈴鹿保健所	鈴鹿地域精神保健医療福祉、教育、労働等関係者	28	精神保健福祉士
令和4年 6月27日(月)	令和4年度第1回津地域精神保健福祉連絡協議会 (こころ津むぎねっと)	津保健所	津地域精神保健医療福祉、団体等関係者	39	保健師
令和4年 7月26日(火)	四日市市事例検討会	四日市市保健所	四日市市保健所職員	4	保健師
令和4年 9月13日(火)	令和4年度紀南地域自殺対策連絡会 「三重県の自殺の現状について」	熊野保健所	紀南地域精神保健医療福祉、警察、消防等関係者	16	保健師
令和4年 9月13日(火)	令和4年度紀南地域精神保健福祉連絡会	熊野保健所	紀南地域精神保健医療福祉、警察、消防等関係者	19	保健師
令和4年 11月24日(木)	四日市市事例検討会	四日市市保健所	四日市市保健所職員	3	保健師

令和4年 12月14日(水)	令和4年度松阪地域精神保健福祉連絡会議(こころ元気会)「危機会議」	松阪保健所	松阪地域精神保健医療福祉関係者	24	精神保健福祉士
令和4年 12月19日(月)	令和4年度第2回津地域精神保健福祉連絡協議会(こころ津むぎねっと)	津保健所	津地域精神保健医療福祉、団体等関係者	29	精神保健福祉士
令和4年 12月19日(月)	令和4年度第1回尾鷲地域自殺対策ネットワーク会議「三重県の自殺の現状について」	尾鷲保健所	尾鷲地域精神保健医療福祉関係者、教育、司法、労働、団体等関係者	25	保健師
令和5年 2月2日(木)	令和4年度第2回鈴鹿地域精神保健福祉連絡会	鈴鹿保健所	鈴鹿地域精神保健医療福祉、教育、労働等関係者	25	精神保健福祉士
令和5年 2月16日(木)	第4年度第2回津保健所管内措置通報等担当者連絡	津保健所	津地域精神科病院、警察、消防、相談支援センター等、その他行政機関	4	保健師
令和5年 2月21日(火)	四日市市保健所受理会議	四日市市保健所	四日市市保健所職員	4	保健師

② 市町

年月日	名称・テーマ	実施主体	対 象	人 数	対応者
令和4年 7月21(木)	令和4年度第1回ひきこもり支援連携会議	多気町	多気町役場職員	10	看護師
令和4年 7月26日(火)	令和4年度第1回こころの健康づくり及び自殺ネットワーク会議	志摩市	志摩市地域精神科病院、警察、消防、相談支援センター等関係者	14	保健師
令和4年 9月22日(木)	ケアネット・そうだん部会「ひきこもり支援について」	玉城町	玉城町内介護保険サービス事業所介護支援専門員、障がい福祉サービス事業所計画相談員	11	所長
令和5年 11月25日(金)	令和4年度第1回ひきこもりを支える人のネットワークミーティング	伊賀市	伊賀市保健医療福祉、教育、労働等関係者	27	看護師
令和4年 12月21日(水)	令和4年度第1回津市自殺対策ネットワーク会議 新たな「自殺総合大綱」について	津市	津市地域精神保健医療福祉、教育、警察、消防、労働、司法等関係者	25	保健師

令和5年 1月17日(火)	事例検討会	大台町	大台町役場職員、松阪保健所職員	5	保健師
令和5年 1月20日(金)	令和4年度健康かわごえ推進委員研修会 「三重県の自殺の現状 ～一人ひとりにできること～」	川越町	健康かわごえ推進委員	25	保健師
令和5年 1月24日(火)	桑名市ひきこもり支援研修「ひきこもりの理解と対応について」	桑名市	地域包括支援センター職員、介護支援専門員	35	所長
令和5年 3月9日(木)	令和4年度第2回こころの健康づくり及び自殺予防ネットワーク会議	志摩市	志摩市地域精神科病院、警察、消防、相談支援センター等関係者	16	保健師

③ その他

年月日	名称・テーマ	実施主体	対象	人数	対応者
令和4年 6月23日(木)	事例検討会	松阪市社会福祉協議会	松阪市役所職員、松阪市社会福祉協議会職員	4	所長 看護師

令和4年 7月22日(金)	令和4年度第I期人権に係る 相談担当者等スキルアップ講 座 「ひきこもりの理解」	人権センタ ー	各種相談の相 談担当者等	84	所長
令和4年 7月23日(土)	令和4年度専門職防災研修医 療・看護分野：「災害と精神疾 患」	三重県・三 重大学み え 防災・減 災センター	医療・看護、保 健・福祉・介護 等の専門職員	20	所長
令和4年 8月24日(水)	第5回就職氷河期世代活躍支 援プラットフォーム会議	三重労働局 職業安定所	就職氷河期世 代活躍支援プ ラットフォー ム構成員	16	所長
令和4年 8月26日(金)	令和4年度部門別研修会 「精神疾患の基礎知識と対応 について」	いなべ市社 会福祉協議 会	いなべ市役所 職員、いなべ市 社会福祉協議 会職員	10	所長
令和4年 10月24日(月)	ひきこもりサポーター養成講 座 「ひきこもりの理解と対応に ついて」	伊勢市社会 福祉協議会	ひきこもりサ ポーター養成 講座参加者	12	看護師

2 教育研修

(1) 精神保健福祉研修

相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員などを対象に、基礎・専門研修を実施している。

① 精神保健福祉基礎研修

対象： 精神保健福祉業務に従事しておおむね3年未満の方（初任者向け研修会）

実施日時	内 容	受講者数
令和4年 7月4日(月) 13:00～17:00 三重県津庁舎 6階大会議室	精神保健福祉基礎研修【基礎知識編】 講義1「精神保健福祉法体系・施策と社会資源」 こころの健康センター 技術指導課 講義2「精神保健の基礎知識～疾患の理解と対応～」 こころの健康センター 所長 楠本 みちる	105
令和4年 7月15日(金) 13:00～17:00 三重県津庁舎 6階大会議室	精神保健福祉基礎研修【基礎技術編】 講義「精神科領域における本人・家族への関わり方の基本」 講師：三重大学医学部看護学科教授 片岡 三佳 氏 講義「精神保健福祉相談の対応の基本」 講師：鈴鹿厚生病院 地域支援室 斎藤 綾子 氏	94
合計（延べ人数）		199

② 精神保健福祉専門研修

対象：精神保健福祉業務に携わっている方（現任者向け研修会）

実施日時	内 容	受講者数
新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、オンラインによる開催とした。 令和5年 1月27日(金) 13:30~16:30 三重県こころの健康センター 図書資料室（配信場所）	講義 「動機づけ面接 ～どのように関われば、当事者の意欲を引き出せるのか～」 講師：医療法人社団博奉会 相模ヶ丘病院 院長 澤山 透 氏	57

③ 教育研修

【精神科医療と福祉の連携研修会】

対象：メンタルヘルスに関する医療・保健・福祉などの機関で実際にアウトリーチ支援を行なっている方。今後、アウトリーチ支援を検討している機関で実際にアウトリーチ支援を行なう予定の方。

実施日時・場所	内 容	受講者数
令和5年 2月10日(金) 13:30~16:30 三重県津庁舎 大会議室	「アウトリーチ支援について考えよう」 講義及びグループワーク 講師：三重県こころの健康センター職員	35

【退院後支援スキルアップ研修会】

対象：精神科医療機関、訪問看護ステーション、障害者（総合）相談支援センター、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、市町、保健所等

実施日時・場所	内 容	受講者数
令和5年 3月10日（金） 10：00～16：30 三重県津庁舎 大会議室	みんなでつくる 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」 ～これまでを振り返り、 これからを共に考えてみませんか～ 講義及びグループワーク 講師：三重県こころの健康センター職員	45

【三重 DPAT 研修】

対象：DPAT 登録病院 DPAT チーム（医師・看護師・ロジスティクス等（3～5名））、
精神科病院職員、市町職員、保健所職員

実施日時・場所	内 容	受講者数
令和 5 年 3 月 5 日（日） 9：20～16：50	<p>事前学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DPAT 体制について ・ DPAT 活動における各職種の役割について ・ 通信機器について（トランシーバー・衛星電話） ・ COVID-19 パンデミックから考える感染管理と災害対策 ・ 三重県地震被害想定と三重県の防災体制について ・ 平時における精神科救急医療体制について ・ DMAT と DPAT の連携について ・ 身体トリアージ ・ 災害診療記録、J-SPEED 等について <p>講師：三重県立こころの医療センター 独立行政法人国立病院機構 榺原病院 独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター 県防災対策部 災害即応・連携課 県医療保健部 健康推進課</p> <p>当日研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における情報整理・管理について（クロノロ） ・ 災害時における情報整理・管理について（EMIS） ・ 大規模災害演習① ・ 大規模災害演習② <p>講師：三重県立こころの医療センター 独立行政法人国立病院機構 榺原病院 DPAT 事務局</p>	37

④ その他（詳細は各事業該当ページを参照）

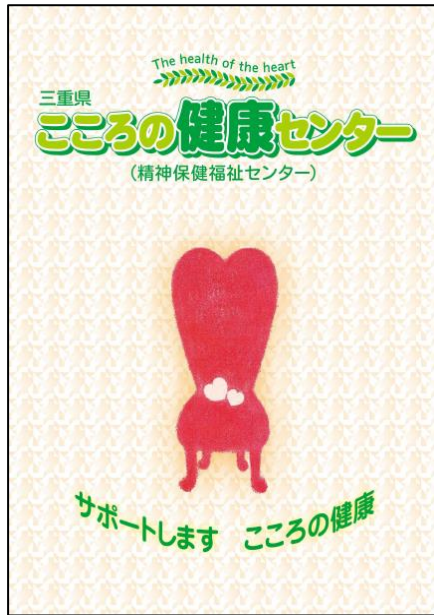
- 薬物相談ネットワーク整備事業： 依存症に関する講演会・依存症フォーラム
- ひきこもり対策事業： ひきこもり講演会・支援者スキルアップ研修会
- 自殺対策事業： 相談窓口対応力向上研修

3 普及啓発

精神保健福祉の知識、精神障がい正しい知識、県内の社会資源情報等について、普及啓発活動を実施した。

(1) こころの健康センター案内リーフレットによる啓発

案内リーフレットにより、こころの健康センターの機能の紹介に努めた。



(2) 「こころのケアガイドブック」の作成

こころのケアガイドブックは、県内の精神保健医療福祉に関する社会資源情報を掲載した冊子として、平成14年3月に初版を発行した。

その後、平成18年には障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により、相談支援体制や福祉サービス制度が大幅に改正され、複雑な仕組みに変わった。

そのため、地域での支援に活用していた
だくことを目的に、平成23年度に社会資源
情報を整理し、「こころのケアガイドブック」
を改訂・発行した。その後も毎年度更新を行い、
情報提供をしている。

掲載項目は「医療機関編」「相談窓口編」
「専門相談編」「社会資源編」となっている。
令和元年度版以降は、冊子は作成せず、
ホームページに情報を掲載し、その都度修正を
加えて最新情報の提供に努めている。



(3) ホームページによる普及啓発

平成23年度にホームページの方向性を「啓発・情報発信の中核」と位置付け、充実させていくこととし、センター内事業の情報だけでなく県内の精神保健福祉全般の情報を幅広く掲載するよう取り組んでいる。

また、研修会を開催した場合は可能な限り研修資料をホームページに掲載するようになっている。

なお、令和4年度は年間計38回更新し、タイムリーな情報提供に努めた。

アドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

本文 Foreign Languages 文字サイズ変更 元に戻す 縮小 拡大 色の変更 標準 青 黄 黒

Mie Prefectural Government

サイト内検索 検索

健康・福祉・子ども スポーツ・教育・文化 観光・産業・しごと まちづくり 県政・お知らせ情報 組織・業務

現在位置: トップページ > 健康・福祉・子ども > 健康 > こころの健康センター（精神保健福祉センター）
担当所属: 県庁の組織一覧 > 医療保健部 > こころの健康センター

健康

- 健康総合
- 厚生統計
- 年次報告（保健所・福祉事務所）
- 健康づくり
- 食育
- こころの健康センター

LINEで送る 印刷する

こころの健康センター（精神保健福祉センター）

こころの健康センター（精神保健福祉センター）は、精神保健の向上や精神障がい者の福祉の増進を図るための機関として、様々な情報を掲載しています。

■ [新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口のご案内](#)

- [こころの健康センターの紹介](#)
- [審査・自立支援・手帳](#)
- [三重県内の社会資源情報](#)
- [ひきこもり地域支援センター](#)
- [依存症関連情報](#)
- [精神保健福祉（基礎・専門）研修会の案内](#)
- [精神疾患の理解と対応](#)
- [関係機関からの案内](#)
- [専門相談のご案内](#)
- [三重県自殺対策推進センター](#)
- [災害時のこころのケア](#)

(4) メールマガジンの発行

当センターの業務内容や精神保健福祉に関する情報を関係機関に紹介するため、平成22年度からメールマガジン「センターだより『こころの健康』」を発行している。

令和4年度は第46号から第49号まで発行した（「資料編」に掲載）。当センターのホームページにも掲載した。

	発行年月	内 容
第46号	令和4年 6月	・ギャンブル等依存症について (ギャンブル障害集団プログラム・依存症問題家族教室・ 依存症にかかる個別相談)
第47号	令和4年 9月	・自殺予防週間について ・わかちあいの会について
第48号	令和5年 1月	・ひきこもり増刊号 (ひきこもり家族教室・三重県ひきこもり地域支援センターのご案内)
第49号	令和5年 2月	・ひきこもり増刊号 (ひきこもり講演会・三重県ひきこもり地域支援センターのご案内)

(5) 職員による講演活動（再掲）

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的として、研修会や勉強会に職員を講師として派遣した。（研修会・勉強会の実施主体別に掲載）

4 精神保健福祉専門相談

(専門相談へ移行した経緯)

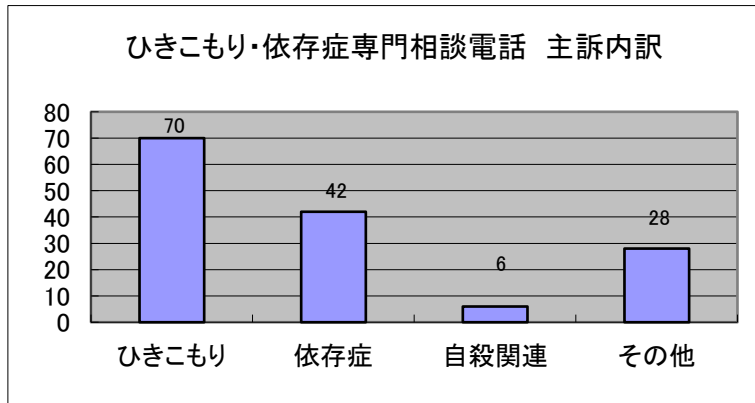
こころの健康センターでは、県民から幅広く相談を受ける「精神保健福祉相談」を実施してきたが、電話相談の大部分は他の相談機関でも対応が容易な「一次的な相談」で占められており、精神保健福祉センターの専門性を活かした機能・役割が十分に発揮されているとは言い難い状況であった。

そのため、平成22年度に県の役割を踏まえた精神保健福祉センターの相談支援体制のあり方について、所内に検討会を設置して1年間に及ぶ検討を行った。県内外の相談機関の現状を把握するとともに、精神保健福祉に携わる県内の支援機関にアンケートを実施（150箇所送付、うち回答105箇所）して、こころの健康センターに求められている役割を調査した。

その結果、精神保健福祉センターに求められている「複雑又は困難な相談」「専門的な相談」に対応するため、これまでの相談支援体制を全面的に見直して、専門相談を中心とした新たな相談支援体制を構築し、平成23年度から実施している。

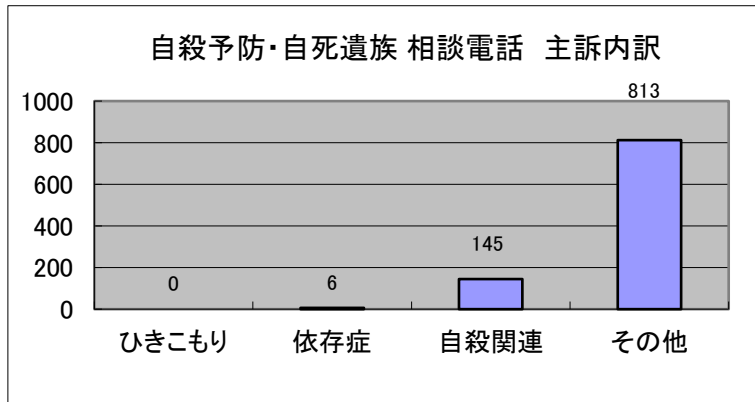
(1) 専門電話相談

① ひきこもり・依存症 専門電話相談 (毎週水曜日13:00~16:00)



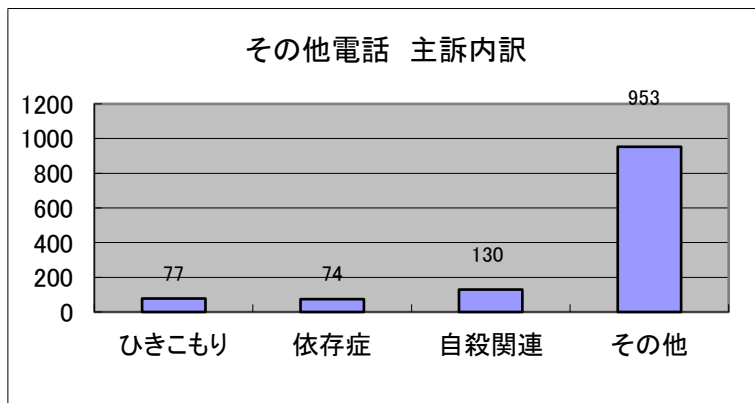
- ★ 開設日数 50 日
- ★ 相談件数 146 件
(全相談件数の6%)
- ★ 1日平均 2.92 件
(専門相談 3時間中)
- ★ 主訴が「ひきこもり」「依存症」の割合は計 76.7%となっている

② 自殺予防・自死遺族 電話相談 (祝日、年末年始を除く月~金曜日13:00~16:00)



- ★ 開設日数 243 日
(統一ダイヤル相談日を含む)
- ★ 相談件数 964 件
(全相談件数の 41%)
- ★ 1日平均 3.96 件
(専門相談 3時間中)
- ★ 主訴が「自殺予防・自死遺族」の割合は 15%となっている

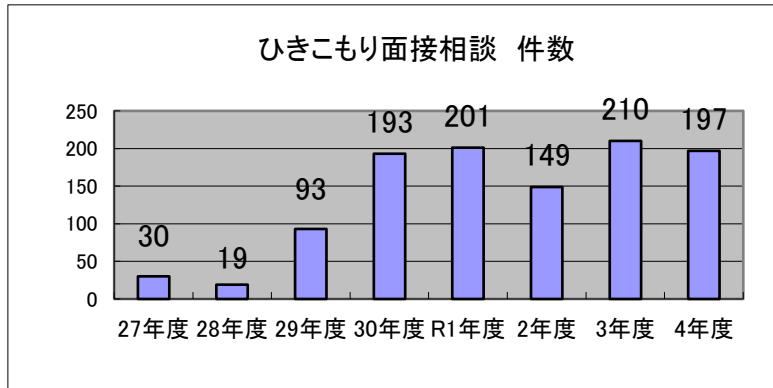
③ その他 (上記以外への電話)



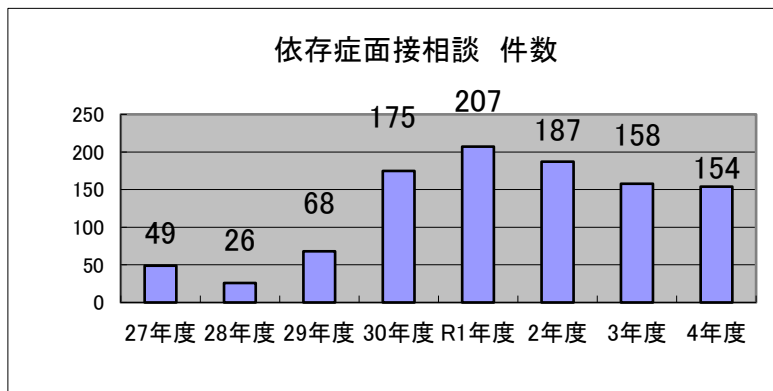
- ★ 相談件数 1,234 件
(全相談件数の 53%)

(2) 専門面接相談

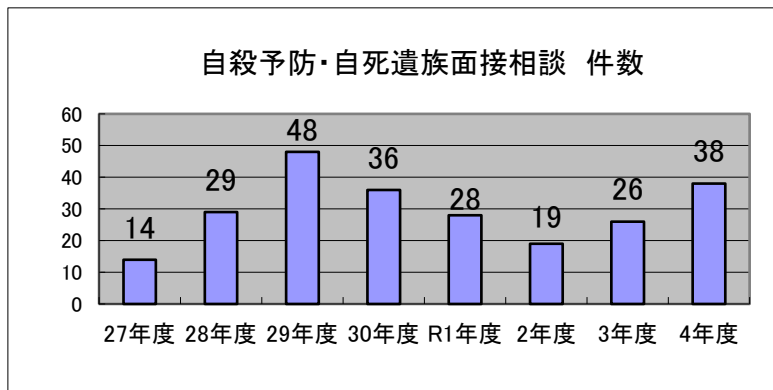
① ひきこもり面接相談



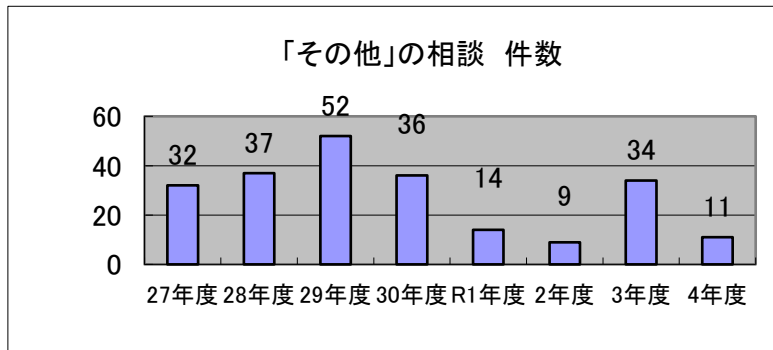
② 依存症面接相談



③ 自殺予防・自死遺族面接相談



④ その他



(3) 全体の相談件数

表1 令和4年度 来所相談・訪問指導の受付経路

区分	実人数	(再掲) 新規者の受付経路			
		保健所	市町村	医療機関	その他
計	162	4	6	3	59

表2 令和4年度 来所・訪問・電話相談の詳細

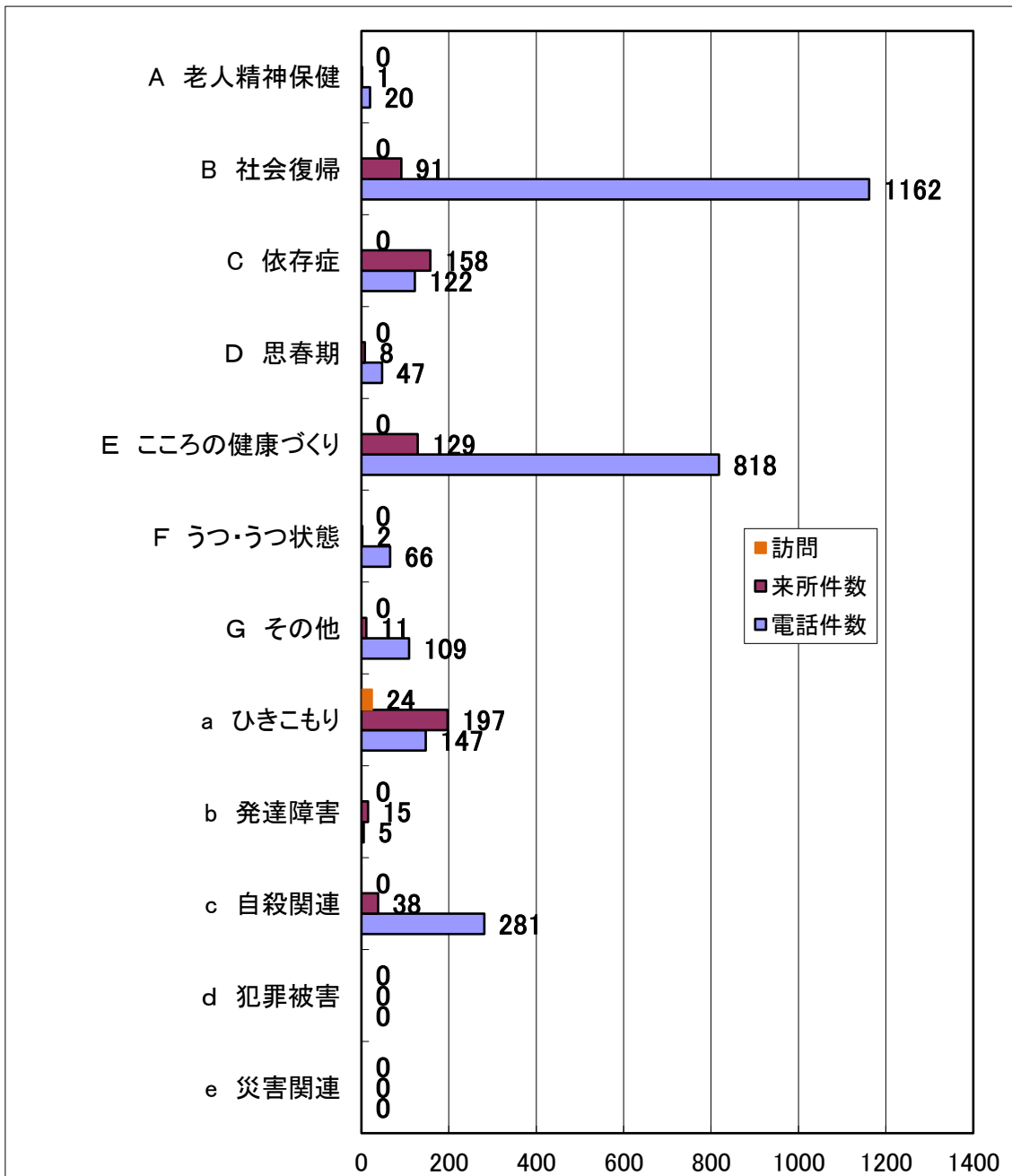
区分	実人数	(再掲) 相談														計の再掲					
		延人数														ひきこもり	発達障害	自殺関連	の(再掲)遺族自殺者	犯罪被害	災害関連
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計							
来所相談	153															197	15	38	37	0	0
訪問指導	9	1	91	11	8	106	27	8	129	2	1	0	16	400	24	0	0	0	0	0	
電話による相談	—	20	1162	22	11	67	13	47	818	66	7	1	110	2344	147	5	281	161	0	0	

表3 相談者別相談件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
来所相談 【うち 訪問指導】	125 (83)	111 (86)	261 (78)	440 (165)	450 (160)	364 【7】 (166)	428 【8】 (81)	400 【24】 (72)
電話相談 (関係者からの 相談含む)	758	711	1,066	1,322	1,596	3,200	2,385	2,344

() は新規数

表4 精神保健福祉専門相談（訪問・来所・電話）の相談内容別 延べ件数



※ この件数は当センターで受けた全相談件数であり、専門相談日以外にセンターで相談を受けた件数も含む。※ a～eはA～Gの再掲。

(4) 特定相談指導事業（再掲）

①思春期相談（思春期精神保健に関する相談指導等）

令和4年度の相談は延べ55件であった。

ひきこもりや不登校、発達障がいなどの社会を取り巻く環境の変化に伴い、今後、相談内容の多様化も予想される。

②アルコール相談（アルコール関連問題に関する指導等）

令和4年度の相談は延べ33件であった。

アルコール健康障害対策基本法、飲酒運転0（ゼロ）条例の制定など、アルコール問題への対策が進められており、社会の関心も高まっている。今後も柔軟に相談に対応していく。

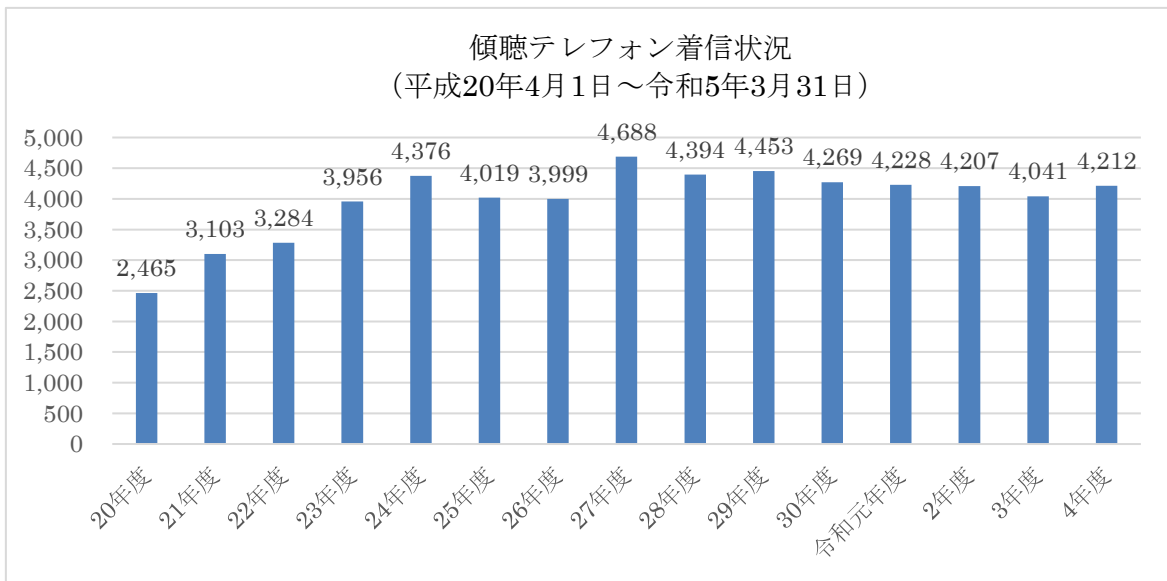
（5）こころの傾聴テレフォン

（開設に至った経緯）

平成13年度、こころの健康センターでは青年期・中壮年期におけるこころのケア実態調査を行った。この結果、メンタルヘルスに関する普及啓発、教育研修機能の強化、地域で気軽に相談できる体制づくりと関係者のネットワーク化が望まれていることが明らかになった。

このことから、三重県の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ21」の中で、メンタルヘルスが中心課題のひとつと位置づけられた。これに沿って平成14年度から「傾聴できる人・身近で話を聴くことのできる人」としての『リスナー』の養成がなされてきた。

平成19年度から、リスナー養成の目的に沿った「身近にある、話を聴く窓口」となることを目指して「こころの傾聴テレフォン」を開設、リスナーによる傾聴電話が開始された。



平成19年度からの月別通話件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成19年度	—	2	57	81	88	88	100	148	140	185	178	136
20年度	169	181	210	191	187	217	230	197	228	238	194	223
21年度	220	212	259	263	267	244	362	271	256	243	221	285
22年度	281	275	291	242	277	337	265	291	224	238	253	310
23年度	303	306	376	310	385	343	338	286	275	333	335	366
24年度	345	392	374	343	384	363	383	387	342	367	342	354
25年度	388	305	346	379	377	340	403	325	266	307	282	301
26年度	304	330	328	356	334	347	385	307	331	286	323	368
27年度	376	323	401	422	399	405	407	389	400	355	380	431
28年度	381	360	404	371	392	362	335	362	327	323	362	415
29年度	364	398	416	390	384	377	351	334	339	355	365	380
30年度	379	383	378	361	392	267	369	349	345	340	351	355
令和元年度	375	354	375	386	322	347	369	367	346	326	312	349
2年度	377	327	345	352	343	353	400	329	339	321	327	394
3年度	354	290	366	336	375	332	348	335	320	309	296	380
4年度	355	307	370	341	378	341	344	367	350	351	332	376

※平成19年5月28日開始

5 組織育成・支援

(1) 家族会への支援

三重県精神保健福祉会（さんかれん）

昭和44年8月に病院家族会「いすず会」が中心になり、「三重県精神障害者家族会連合会（三家連）」が設立された。社会資源がほとんどない時代から現在に至るまで、精神障がい者の社会復帰を目指した活動・取り組みを継続して行っている。

平成18年4月にはNPO法人化され「三重県精神保健福祉会（さんかれん）」となった。

平成21年度からは住宅保証人制度や就業支援に、平成23年度からは「家族のための家族相談（電話・面接・サロン）」や家族相談員研修会にも取り組んでいる。

【支援状況】

センターでは「さんかれん」運営への支援を随時実施するとともに、各種大会・研修会への参加を通じて、家族会への支援を行っている。

内 容	参加・支援回数
「さんかれん」への運営支援・家族相談への支援	随時
家族相談振り返り会への参加・運営支援	3回
さんかれん大会等の実行委員会への参加・支援 (新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、さんかれん大会は中止)	—

(2) 精神保健福祉ボランティアへの支援

① 三重県精神保健福祉ボランティア連絡協議会（こころのボランティア協議会）

平成11年度に7つの精神保健福祉ボランティアグループで構成する連絡協議会が発足した。現在は、3つの構成団体がボランティア団体の相互の情報交換や障がい者スポーツ大会への協力を行っている。

② 三重てのひら

平成元年から当センターで実施した精神保健福祉ボランティア教室の修了生により、平成4年に結成された。平成15年度から当センターで実施されていたデイケアを引き継ぎ、毎週月曜日及び第2・第4金曜日に当事者サロン「ありんこ」を開催・運営している。

【支援状況】

センターでは、こころのボランティア協議会の運営を支援するとともに、「三重てのひら」が運営している当事者サロン「ありんこ」など、ボランティアへの支援を随時行っている。

(3) 当事者会・当事者グループへの運営支援

センターでは、「こころのケアガイドブック」へ当事者会・当事者グループの活動内容を紹介するとともに、ホームページへも掲載している。

6 薬物相談ネットワーク整備事業

三重県こころの健康センターは、平成11年度から薬物相談ネットワーク整備事業を実施している。事業では、依存症に悩む当事者への支援だけでなく、その家族や関係者が、依存症について正しい知識を持ち、適切な対応を学ぶことを目的としている。依存症は薬物だけでなく、アルコールやギャンブルと多岐にわたっており、近年、それらに関連する法律が整備され、計画の策定も進められている。依存症については、関係機関が連携し、依存症についての社会全体の関心と理解を深めるとともに、当事者や家族を早期に適切な治療や支援につなげていくことが重要である。

当センターでは、多岐にわたる依存症に関する専門相談に加え、家族教室や講演会、啓発フォーラム等を実施し、これらの問題に取り組んでいる。

(1) 依存症専門相談

- ① 依存症専門電話相談（毎週水曜日） 1 2 2 件
（専門電話以外に相談のあった件数を含む、依存症相談総数）
- ② 依存症専門来所相談 1 6 6 件 （相談の内訳）

	薬物	ギャンブル	アルコール	その他
電話相談	1 1	6 7	2 2	2 2
来所相談	8	1 0 6	1 1	4 1

(2) 家族教室

薬物だけでなく、様々な依存対象が精神保健福祉上の問題となるため、平成21年度から家族教室の名称を「薬物問題家族教室」から「依存症問題家族教室」と改め、全4回シリーズで開催している。

	実施日	内容	参加人数
①	令和4年 5月20日（金）	「依存症の理解」「コミュニケーションを変える」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる 三重県こころの健康センター スタッフ	2
②	令和4年 8月19日（金）	「あなた自身の生活を豊かにする」 京都府立大学 准教授 山野 尚美 氏	6
③	令和4年 10月21日（金）	「望ましい行動を増やす方法/望ましくない行動への対応」 三重県こころの健康センター スタッフ	4
④	令和5年 1月20日（金）	「依存症とその回復」 特定非営利活動法人 三重ダルク代表 市川 岳仁 氏	8

実施回数4回、参加延人数20名

(3) 依存症フォーラム 第24回三重ダルクフォーラム

(NPO法人三重ダルクと共催)

日 時： 令和5年2月4日（土）13:00～16:30

開催方法： 会場及びWeb開催

内 容： 講演及び対談

テーマ： アディクション リカバリーとワクワクのステキなかんけい
特定非営利活動法人 三重ダルク 代表 市川 岳仁 氏
河村クリニック 八谷隆之 氏

対象者： 県民、当事者、家族、支援者（教育・医療・保健・福祉・更生保護などに従事する者）

(4) NPO法人との協働委託事業

地域における相談支援に携わるスタッフが、依存症に関する理解と有効な社会資源情報を共有し、依存症者がより回復への道を歩むことを目的に、平成18年度からNPO法人三重ダルクとの協働委託事業を実施している。

① 「依存症ネットワーク会議」の開催

依存症問題を抱える当事者・家族等を、地域のネットワークで支えられるよう、地域の関係機関が情報交換、情報共有を行うことで、地域の実情に応じた連携強化を図り、依存症問題に総合的に対応できる支援体制の構築を目的としている。
実施地域： 県内5箇所（北勢地域、中勢地域、南勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域）
対 象： 地域の関係機関（市町、保健所、相談支援事業所、精神科病院、警察、保護観察所、保護司会など）

実施地域	実施日時	場 所	参加人数
伊賀地域	令和4年8月29日（月） 13:30～16:00	三重県伊賀庁舎大会議室・ Web開催の併用開催	23
中勢地域	令和4年12月2日（金） 13:30～16:00	三重県津庁舎大会議室・ Web 開催の併用開催	28
南勢志摩地域	令和4年11月4日（金） 13:30～16:00	志摩LABO・ Web開催の併 用開催	36
東紀州地域	令和4年8月5日（金） 13:30～16:00	三重県尾鷲庁舎大会議室・ Web開催の併用開催	22
北勢地域	令和4年10月7日（金） 13:30～16:00	三重県四日市庁舎大会議室・ Web開催の併用開催	36

実施回数5回、参加延人数145名

② 依存症に関する講演会

日 時： 令和4年12月5日（月） 14:00～16:30

場 所： 三重県松阪庁舎大会議室（会場及びWeb開催）

内 容：

テーマ 依存問題と“場所”

～問題が生まれる場所から問題が解決されていく場所まで～

講師 医療法人卯の会 新垣病院 医師 西村 直之氏

対象者： 医療、保健、福祉、教育、更生保護など精神保健福祉および依存症関連問題に従事する者

参加者数： 61名

（5）ギャンブル障害集団プログラム

平成30年10月からギャンブル等の問題で悩んでいる方を対象に、毎月第2土曜日に島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム：SAT-G（Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder）を用いた集団プログラムを実施している。

実施日	令和4年 5月14日	令和4年 7月9日	令和4年 9月10日	令和4年 11月19日	令和5年 1月14日	令和5年 3月11日
参加人数	4	3	5	2	2	3

実施回数6回、参加延人数19名

7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

（事業の経緯）

こころの健康センターでは、平成15年度に「ひきこもり等への相談・支援体制整備事業」により、ひきこもり等の相談事例の収集分析を実施した。その結果、就学終了とともに支援が途切れ、本人・家族共に、家庭内で問題を抱えながら長期にひきこもっている事例も少なくない現状が浮かび上がった。

そこで、平成16年7月から「新たな精神保健分野に対応する相談支援事業」として、ひきこもり相談等の対応困難な事例の支援体制の検討を行うとともに、「ひきこもりサポート事業」としてひきこもり支援を開始した。また、平成17年度からは民間精神科病院（総合心療センターひなが）への業務委託により「サポートセンター」を設置し、対応困難な事例への支援体制を整えた（平成18年度まで2年間）。

平成19年度から「こころの相談機関のためのサポートセンター機能」は当センター内に位置付けられた。また平成19年度から平成22年度までは、県民しあわせプラン第二次戦略計画の「みえ舞台づくり 若者の自立支援プログラム」の『ひきこもる若者の自立支援事業』として事業を実施した。

平成23年度からは「ひきこもり専門相談」を開始し、ひきこもり支援の専任の非常勤職員が配置された（平成24年度まで2年間）。

平成25年度から、地域におけるひきこもり者支援体制の整備を推進すること等を目的として、当センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」が設置され、事業の効果的な実施に努めている。

（1）ひきこもり専門相談

① ひきこもり専門電話相談（毎週水曜日） 147件
（専門電話以外に相談のあった件数を含む、ひきこもり相談総数）

② ひきこもり専門面接相談 197件

③ ひきこもり訪問 24件

（2）家族教室・家族のつどい

① ひきこもり家族教室

ひきこもり問題を抱える家族が、正しい知識や情報、対応方法、社会資源について理解し学ぶことによって問題解決能力の向上をはかり、本人の状態改善に役立てることを目的として、県内4地域で実施した。

対 象： ひきこもり当事者の家族

期 間： 令和4年10月～令和4年12月 14時～16時 (全5回)
 参加者： 延べ 48名

	日 程	内 容	参加人数
①	令和4年 10月7日(金)	・講義「ひきこもりの理解」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる ・グループワーク	3
②	令和4年 10月13日(木)	・講義「ひきこもりの理解」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる ・グループワーク	6
③	令和4年 10月20日(木)	・講義「ひきこもりの理解」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる ・グループワーク	12
④	令和4年 11月15日(火)	・講義「ひきこもりの理解」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる ・講義「人生100年時代、今日からはじめるファイ ナンシャル・プランニング」 FP事務所オーキッド 稲垣 裕子 氏 ・グループワーク	19
⑤	令和4年 12月13日(火)	・講義「グループの効果」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる ・グループワーク	8

② 家族のつどい

ひきこもり問題を抱える家族同士での交流や情報交換を基本とし、共通する悩みや不安について一緒に考えたり、話し合ったりすることを通して学びあうことを目的として実施した。

対 象： ひきこもり状態にある子などを持つ家族
 昨年度までの家族教室への継続参加者

日 時： 令和4年5月19日(木) 14時～16時

参加者： 8名

内 容： フリートーク(家族同士の話し合いや意見交換を中心に行う)

③ 「虹の会」運営

平成25年度「家族のつどい」への参加者を中心に、「自主的なつどい」の開催を働きかけた。その結果、平成26年1月から毎月開催されるに至り、センターは運営支援を行ってきた。令和4年度9月より運営体制の見直しを行い、ひきこもり当事者の家族の集まる場として三重県ひきこもり地域支援センター「虹の会」として毎月1回開催している。

開催日： 毎月 第3金曜日

参加者： 延べ 45名

(3) 講演会・研修会

① ひきこもり講演会

日 時： 令和5年1月30日（月） 13時30分～15時30分
内 容： 講演「ひきこもっていた私が見ていたものとひきこもり後に見えたもの」
講 師： 元ひきこもり経験者の方
参加者： 47名
(一般・医療・保健・福祉・行政・教育・就労支援関係者等)

② 支援者スキルアップ研修会

(第1回)

日 時： 令和4年9月2日（金） 13時30分～16時30分
内 容： 講義：「ひきこもり相談支援マニュアルを使ってみよう」
グループワーク
講 師： 三重県こころの健康センター 所長 楠本 みちる
参加者： 32名
(行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等)

(第2回)

日 時： 令和4年12月22日（木） 13時30分～16時30分
内 容： 講義：「ひきこもり相談支援マニュアルを使ってみよう」
グループワーク
講 師： 三重県こころの健康センター 所長 楠本 みちる
参加者： 15名
(行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等)

③ ひきこもり支援者研修会

日 時： 令和5年2月3日（金） 13時30分～16時
内 容： 講義：「かかわり方の基本的考え方とコミュニケーション技術」
～コンコーダンス・スキルの実践～
講 師： 宝塚市立病院 看護部 専門看護師 武藤 教志 氏
参加者： 39名
(行政・医療・保健・福祉・教育・労働・NPO等自立支援関係者等)

(4) 関係機関との連携

ひきこもり支援ネットワーク会議の開催

県内のひきこもり支援が円滑に推進され、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう、ひきこもり者及び家族への支援に携わる関係機関が連携強化・支援体制の充実を図ることを目的に地域別および県全体のネットワーク会議を開催した。

<地域別>

①北勢地域

日 時： 令和4年7月29日（金） 13時30分～15時30分

場 所： 四日市庁舎大会議室

参加者： 12名

(行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等)

②中勢伊賀地域

日 時：令和4年9月30日(金) 13時30分～15時30分

場 所：津庁舎大会議室

参加者：17名

(行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等)

③南勢志摩地域

日 時：令和4年7月7日(木) 13時30分～15時30分

場 所：伊勢庁舎401会議室

参加者：11名

(行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等)

④東紀州地域

日 時：令和4年7月12日(木) 13時30分～15時30分

場 所：尾鷲庁舎大会議室

参加者：7名

(行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等)

<全体会>三重県ひきこもり支援ネットワーク会議

日 時：令和5年3月3日(金) 13時30分～15時00分

場 所：オンライン開催

参加者：42名

(行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等)

内容：三重県こころの健康センターにおける令和4年度ひきこもり対策事業の報告

(5) 普及啓発

①ホームページによる情報発信

こころのケアガイドブックを作成し、ホームページに掲載した。令和4年度は「ひきこもり専門相談編」を新たに作成した。

②メールマガジンによる情報発信

こころの健康センターメールマガジンにてひきこもりに関する情報発信を行った。

③三重県ひきこもり地域支援センターリーフレットの作成

三重県ひきこもり地域支援センターの取り組みを理解し、利用しやすいよう周知を行う目的で、リーフレットを作成し、関係機関等へ配布した。

8 自殺対策事業 (三重県自殺対策推進センター)

当県の自殺者数は、平成10年に452名と大幅に増加し、自殺対策の取り組みから、その後は減少し、令和3年の自殺者数は270名であり、令和4年は280名となっている。

(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

三重県における自殺対策を地域社会全体で総合的かつ効果的に推進するため、平成21年3月に「三重県自殺対策行動計画」が策定され、さらに平成24年8月に見直された「自殺総合対策大綱」をふまえ、平成25年3月に「第2次三重県自殺対策行動計画」が策定された。その後平成28年4月に自殺対策基本法の改正、平成29年には自殺総合対策大綱が閣議決定されたことをふまえ、平成30年3月に第3次三重県自殺対策行動計画が策定された。さらに、令和4年10月に新たに自殺総合対策大綱が閣議決定されたことをふまえ、令和5年3月に第4次三重県自殺対策行動計画が策定された。

当センターでは、平成23年度に「三重県自殺対策情報センター」を設置。専任職員として「自殺対策情報センター支援員」(非常勤1名)を配置し、相談機能を強化した。

平成30年3月に三重県自殺対策推進センターへと名称が変更となった。令和2年7月より「自殺対策推進センター支援員」(会計年度職員1名)を追加し、相談機能を強化した。



三重県自殺対策ロゴマーク

(1) 自殺予防・自死遺族相談

① 自殺予防・自死遺族電話相談 964件

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年7月より週1回から週5回に拡充するとともにフリーダイヤル化を実施した。

② 自殺予防・自死遺族面接相談 38件

来所相談の内訳

	本人	家族	その他	自死遺族	合計
面談件数	0	1	0	37	38

③ 新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談 287件

④ こころの健康相談統一ダイヤルへの参加

平成20年9月10日より、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」に、平成26年11月から参加している。全国どこからでも共通の電話番号に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される(ただし、対応するのは三重県自殺対策推進センター 自殺予防・自死遺族電話相談)。

(2) 講演会・研修会

① 相談窓口対応力向上研修

目 的：三重県の自殺者数は300人前後で推移し、その対策が課題となっている。相談対応者が自殺や心の問題について理解し、自殺に傾く人の心理状態や自殺の危険度に配慮した対応を心がけ、必要な場合には、適切な相談機関へつなぐことができるよう、知識とスキルアップを目的に研修会を開催する。

日 時：令和4年9月6日（火） 13:30～15:30

場 所：オンライン研修

講 演：「心の健康にかかわる相談窓口の弱点とは何か

ー日本で“最も”自殺の少ない町で気づいたことー

講 師：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

統計数理研究所医療健康データ科学研究センター

特任准教授 岡 檀 氏

対 象：市町・保健所の自殺対策担当者、司法分野・医療分野・保健福祉行政・生活安全・教育分野や民間団体等で相談を担当する者

参加者：92人

② 自死遺族支援者研修

目 的：家族が自殺した後、残された遺族は心身ともに大きなダメージを受ける。悲嘆や自責の念、うつ症状など様々な心の反応がもたらされ、ときには周囲の自殺への理解不足から2次被害を受けることもある。自死遺族に関わる様々な分野の関係者が、自死遺族のおかれている現状と問題・課題、及び悲嘆から再生への過程についての理解を深め、支援者として望ましい対応や心がけについて学ぶことにより、支援者の資質向上を目指す。

日 時：令和4年11月11日（金） 13:30～15:30

場 所：オンライン研修

講 演：「自死遺族のこころの理解と支援について-共に生きる-

講 師：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人

いのち支える自殺対策推進センター 理事

（自殺）未遂者と家族を支える会 代表 石倉 紘子 氏

対 象：市町・保健所の自殺対策担当者、司法分野・医療分野・保健福祉行政・労働分野・生活安全分野・教育分野や民間団体で相談を担当する者、消防関係者 等

参加者：41名

③ 自殺対策関係者研修（市町保健所担当者を対象）

目 的：新型コロナウイルス感染症の長期化による社会生活や経済活動への影響の拡大に伴い、人とのつながりの減少による孤立感や失業・生活困窮などを背景とした自殺リスクの高まりが懸念されており、一層の生

きることの包括的な自殺対策を推進することが求められている。
また、令和6年度から始まる次期市町自殺対策計画の策定に向けた検討を行う市町が多いことや、各市町における自殺対策計画の継続的支援の一環として、より効果的な自殺対策の推進及び自殺対策計画の見直し方法を学ぶ。

日 時：令和5年2月14日（火） 13:30～15:30

場 所：オンライン研修

講 演：「悩みがあったら相談に来て下さいーこの呼びかけの“弱点”は何か」

講 師：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
統計数理研究所医療健康データ科学研究センター
特任准教授 岡 檀 氏

対 象：市町及び保健所自殺対策担当

参加者：57人

④ 自殺未遂者支援研修会

目 的：新型コロナウイルス感染症流行の長期化に伴い、児童生徒など若者を取り巻く生活環境も変化し、何らかの不安や悩みストレスを感じる状況下にあると考えられる。その中でも、若年層の自殺が問題となっており、対応が課題となっている。

若年層は、言葉による表現が不十分なこともあり、精神症状だけでなく現れやすい行動上の変化や身体症状を理解し、支援者として望ましい対応ができるよう、支援者の資質向上を図ることを目的に研修会を開催する。

日 時：令和4年12月16日（金） 13:30～15:30

場 所：オンライン研修

講 演：「児童・思春期の自殺・自傷行為 ～隠れた本当の声～」

講 師：三重県立子ども心身発達医療センター
児童精神科 医師 加藤 あい 氏

対 象：市町・保健所の自殺対策担当者、県内救急・精神科医療機関、保健福祉行政、生活安全・教育分野等自殺未遂者対応に関係する職員 等

参加者：134名

⑤ 災害時こころのケア研修

目 的：三重県はいつ大規模な地震に見舞われてもおかしくない地域と言われている。また、最近の地球温暖化の影響により降雨被害・台風災害にも見舞われやすくなってきていることは、誰もが実感している。

災害発生時に現場で住民支援活動を行うと想定される関係機関従事者がサイコロジカル・ファーストエイド（PFA）を理解し、被災者自身の適応機能と対処行動を促進するということを目指す。

日 時：令和5年2月28日（火） 10:00～16:30

場 所：三重県津庁舎 6階大会議室

講 演：「被災者及び被害者を支えるために

～サイコロジカル・ファーストエイド（PFA）を学ぶ～」

講 師：兵庫県こころのケアセンター 上席研究主幹 大澤 智子 氏

（人間科学博士・認定臨床心理士・公認心理師・PFA/SPR 認定トレーナー）

対 象：市町保健師及び主に市町住民と直接やり取りをしている市町役場職員・防災担当職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、災害時支援にかかわることが想定される保健所職員 等

参加者：40 名

（3）普及啓発事業

① 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動

○ 鈴鹿医療科学大学（白子キャンパス）における啓発

日 時：令和4年9月10日（土）～9月16日（金）

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

場 所：鈴鹿医療科学大学

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の配布 200 部

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 200 部

対 象：鈴鹿医療科学大学学生

○ 皇學館大学における啓発

日 時：令和4年9月10日（土）～9月16日（金）

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

場 所：皇學館大学

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100 部

対 象：皇學館大学学生

○ 三重大学における啓発

日 時：令和4年9月10日（土）～9月16日（金）

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

場 所：三重大学

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100 部

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100 部

対 象：三重大学学生

○ 四日市大学における啓発事業

日 時：令和4年9月10日（土）～9月16日（金）

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

場 所：四日市大学

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 250 部

対 象：四日市大学学生

○ 旭美容専門学校における啓発

日 時：令和4年9月10日（土）～9月16日（金）

令和5年3月1日(水)～3月31日(金)

場 所：旭美容専門学校

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 200部

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 200部

対 象：旭美容専門学校学生

○ 伊勢理容美容専門学校における啓発

日 時：令和4年9月10日(土)～9月16日(金)

令和5年3月1日(水)～3月31日(金)

場 所：伊勢理容美容専門学校

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 200部

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100部

対 象：伊勢理容美容専門学校学生

○ 津庁舎自殺予防普及啓発コーナー設置

日 時：令和4年9月5日(月)～9月16日(金) 津庁舎1階ロビー

令和5年2月27日(月)～3月24日(金) 津庁舎1階ロビー

場 所：三重県津庁舎ロビー及び津保健所棟1階(津保健所と合同設置)

内 容：自殺予防ポスター・のぼり・パンフレット・リーフレット・ポケット

ティッシュ等の展示及び配架

○ 県立図書館普及啓発コーナー設置

日 時：令和4年9月2日(金)～9月28日(水)

令和5年2月27日(月)～3月31日(金)

場 所：県立図書館ロビー(三重県医療保健部健康推進課と合同設置)

内 容：自殺予防のポスター・のぼり・パンフレット・リーフレット・ポケット

ティッシュ・関連図書等の展示及び配架

○ 当センター事業におけるパンフレットの配布・配架

② 自殺予防啓発用品の作成

- 自殺予防啓発用ポケットティッシュ(14,000個)、ふせん(900部)、メモ用紙(700部)を作成した。

③ 自殺予防啓発用ウェットティッシュ及び自殺対策リーフレットの配布

- 自殺予防啓発用ウェットティッシュを各保健所に配布した。

④ 県民公開講座

目 的：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、従来とは違う生活様式や働き方が求められています。県民がこのようなコロナ渦の中で、こころの健康づくりに必要な力を身に着け、活用することにより、想定外の変化に対応できるよう研修会を開催する。

日 時：令和5年2月25日(土) 13:00～15:00

場 所：オンライン研修

講 演：「レジリエンス アフターコロナを生き抜くしなやかな心を磨くには」

講 師：レジリエ研究所(株) 所長

医学博士、公認心理師 市川 佳居 氏

対 象：県民

参加者：72名

⑤ その他の啓発、情報提供

- 自殺対策推進センターのホームページに研修会の案内や相談窓口の掲載、当センターやガーベラ会が開催する「わかちあいの会」の情報などを掲載、また自殺に関する統計情報の提供を行った。
- 自殺対策推進センターのホームページ上の自殺関係機関の相談窓口情報を更新し、相談窓口の周知を図った。
- こころの健康センターで発行するメールマガジンに自殺予防対策に関連する記事を掲載し、普及啓発に努めた。
- FM 三重「三重県からのお知らせ」にて随時自殺予防及び相談窓口に関する情報を広報した。

(4) 自死遺族支援

自死遺族の集い(わかちあいの会)の開催

目的：自死遺族の方が突然亡くなった大切な人に対する哀しみや深い思いを語り合える場として、わかちあいの会を開催した。

日時：原則奇数月第4土曜日 13:30~15:30

場所：こころの健康センター図書資料室

対象：家族を自死で亡くされた方（自死された方の親・配偶者・兄弟姉妹・子ども）

参加者数：第1回	令和4年5月28日（土）	5名（うち新規0名）
第2回	令和4年7月23日（土）	4名（うち新規0名）
第3回	令和4年9月24日（土）	5名（うち新規1名）
第4回	令和4年11月26日（土）	4名（うち新規1名）
第5回	令和5年1月28日（土）	4名（うち新規0名）
第6回	令和5年3月25日（土）	4名（うち新規0名）

(5) その他関係機関との連携及び技術支援

① こころの健康づくりネットワーク会議

目的：市町と民間団体等が協力・連携し、きめ細やかで継続性のある支援づくりを行う。

日時：令和4年4月25日（月） 15:00~16:30

開催方法：オンライン研修

（津庁舎 6階63会議室）

内容：保健所、市町及び民間団体によるネットワーク会議
三重県の自殺の現状について
令和4年度自殺対策強化補助金について
次期三重県自殺対策行動計画の策定について
情報交換

対象：市町及び保健所自殺対策担当者、関係民間団体

参加者：75名

② 保健所における地域自殺対策ネットワーク会議等への支援及び参加

- ・尾鷲保健所：尾鷲地域自殺対策ネットワーク会議（1回）
- ・熊野保健所：紀南地域精神保健福祉連絡会（1回）

③ 市町における地域自殺対策ネットワーク会議等への支援及び参加

- ・津市自殺対策ネットワーク会議（1回）
- ・健康かわごえ推進委員会（1回）
- ・志摩市こころの健康づくり及び自殺ネットワーク会議（2回）

（6） その他

① 市町からの市町自殺対策計画にかかる問い合わせや依頼事項等への対応（随時）

② 市町自殺対策計画にかかる確認シート及び自殺対策推進状況調査に基づく自殺対策推進状況の取りまとめ及びいのち支える自殺対策推進センターへの報告

③ 地域自殺実態プロファイル2022更新版DVDの配布：

各市町、各保健所、三重県医療保健部健康推進課

④ いのち支える自殺対策推進センターからの情報の市町への提供（随時）

9 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は「医療保護入院者の入院届並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査」及び「精神科病院に入院中の者又はその家族等からの退院・処遇改善の請求の審査」を実施している。こころの健康センターは事務局として精神医療審査会の運営・事務を行っている。

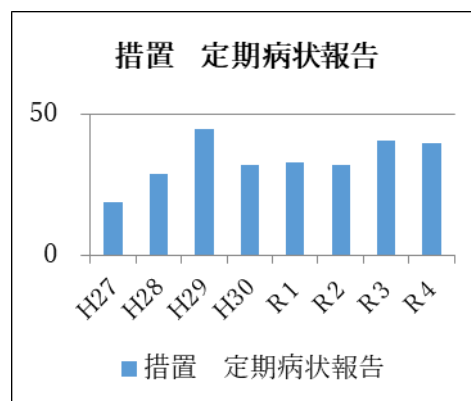
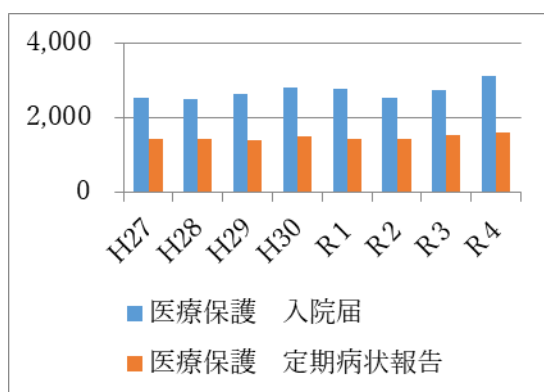
(1) 入院届・定期病状報告の審査

① 入院届・定期病状報告の審査状況

医療保護入院者の入院届	措置入院者の定期病状報告書	医療保護入院者の定期病状報告書	計	審査結果		
				現入院形態での継続	他の入院形態へ移行	入院継続の必要なし
3,114	40	1,590	4,744	4,744	0	0

② 入院届・定期病状報告の審査件数 年次推移

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
医療保護入院者 入院届	2,529	2,518	2,637	2,808	2,776	2,528	2,733	3,114
結果：他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
医療保護入院者 定期病状報告書	1,427	1,435	1,403	1,485	1,439	1,423	1,533	1,590
結果：他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
措置入院者 定期病状報告書	19	29	45	32	33	32	41	40
結果：他の入院形態が適当	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	3,975	3,982	4,085	4,325	4,248	3,983	4,307	4,744



令和4年度の審査件数は、医療保護入院者入院届 3,114件、定期病状報告1,590件、措置入院者の定期病状報告 40件であり、審査結果は全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。

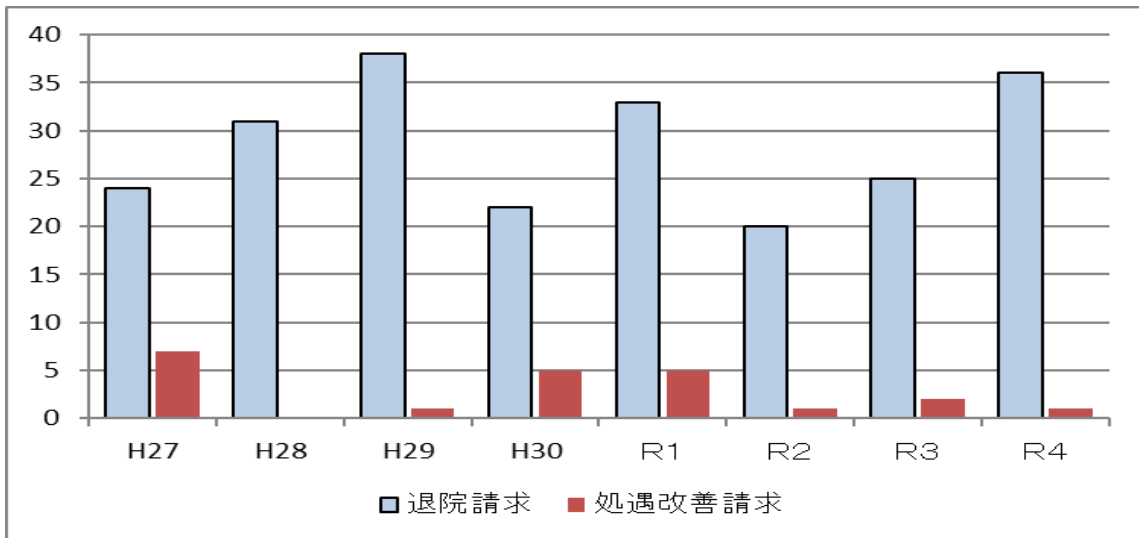
(2) 退院請求・処遇改善請求の審査

① 退院請求・処遇改善請求の審査状況

請求件数	請求者	請求内容	請求取下件数	審査件数	実地調査件数	書面調査件数	審査結果
47	入院者本人 45件 代理人・家族 2件	退院請求 44件	8	36	29	7	現在の入院形態継続 34件 他の入院形態移行 2件
		処遇改善請求 3件	2	1	1	0	現在の処遇適当 1件

② 退院請求・処遇改善請求の審査件数 年次推移

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
退院請求	24	31	38	22	33	20	25	36
結果：入院・処遇が不適當	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
処遇改善請求	7	0	0	5	4	1	2	1
結果：入院・処遇が不適當	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	31	31	39	27	37	21	27	37



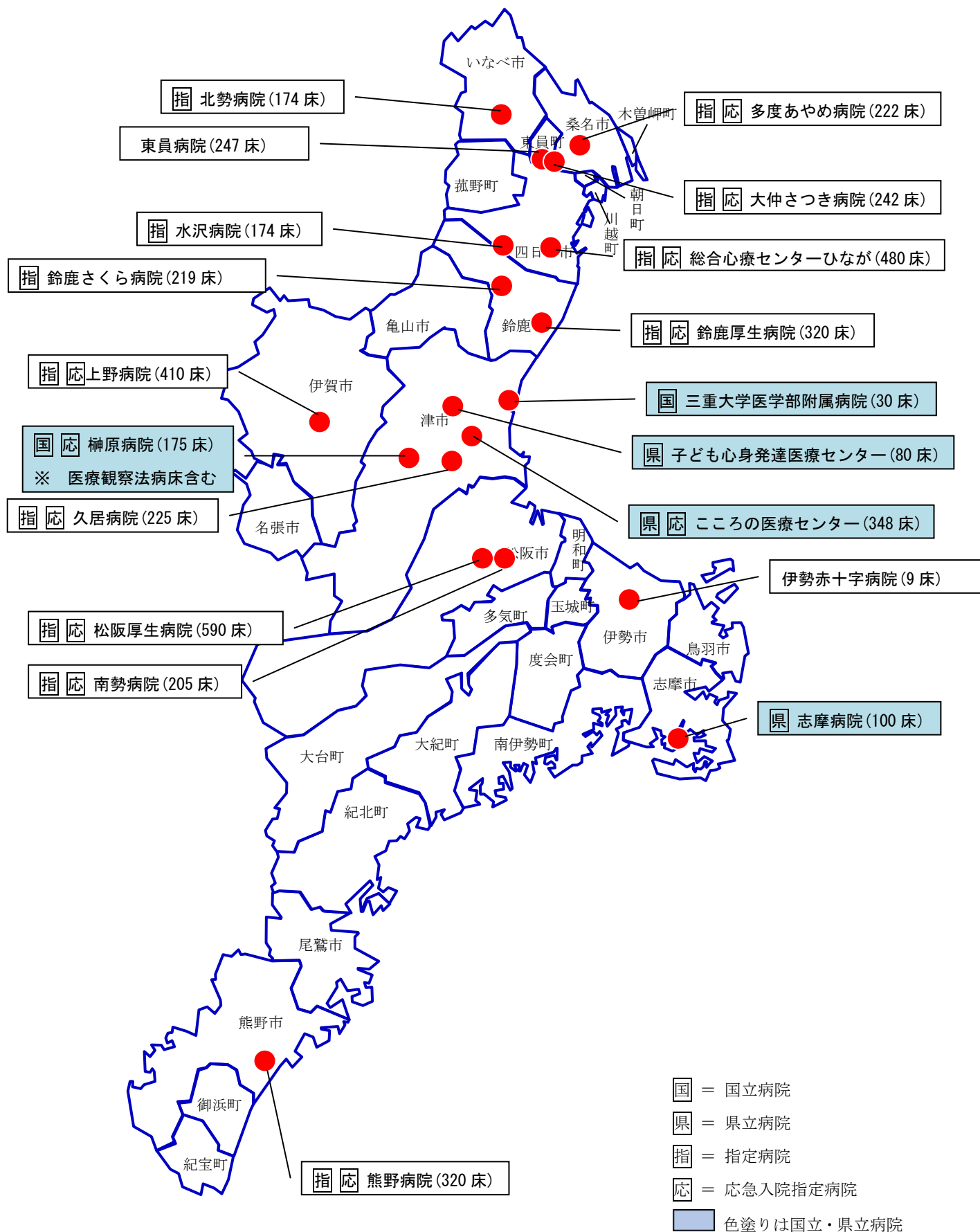
令和4年度の審査件数は37件、うち退院請求が36件、処遇改善請求は1件であった。

退院請求・処遇改善請求37件のうち、30件は実地調査（意見聴取）を実施し、前回請求から6ヶ月以内の再請求の場合の書面による調査は7件であった。

審査結果は、35件について「現在の入院形態継続・処遇適当」と判断されたが、2件は「合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当」との結果だった。

(3) 参考資料

① 三重県の精神科病院一覧 (令和5年3月1日現在) 19病院・4,570床



② 精神科病床数の推移

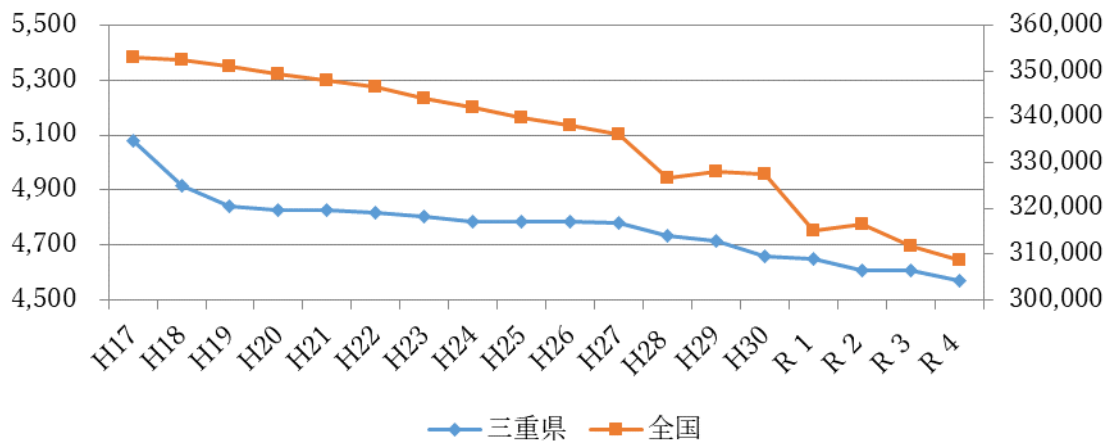
年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
三重県	5,081	4,914	4,839	4,829	4,826	4,818
全 国	353,028	352,437	351,188	349,321	348,121	346,715

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
三重県	4,804	4,786	4,786	4,784	4,781	4,732
全 国	344,047	342,194	339,780	338,174	336,282	326,564

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
三重県	4,715	4,658	4,649	4,608	4,608	4,570
全 国	328,182	327,369	315,068	316,543	311,640	308,667

※ 三重県（H13～）は保護室含む（医療法上の精神病床数）

※ 全国：厚生労働省医療施設調査・精神保健福祉資料（6月30日調査）



③ 入院患者の状況（厚生労働省 精神保健福祉資料 6月30日調査から）

表1 入院患者数の推移（入院形態別）

入院形態 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
措置入院	13	13	23	26	29	46	29	30
医療保護入院	2,023	2,057	2,066	2,117	2,169	1,807	2,202	2,263
任意入院	2,062	2,034	1,997	1,963	1,874	2,115	1,614	1,584
その他	27	24	18	21	17	18	21	20
合 計	4,125	4,128	4,104	4,127	4,089	3,986	3,866	3,897

表2 入院患者数（年齢別）

年代 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
20歳未満	94	82	60	62	68	67	68	75
20～39歳	327	313	312	294	260	251	238	252
40～64歳	1,602	1,568	1,520	1,496	1,431	1,393	1,334	1,352
65歳以上	2,102	2,165	2,212	2,275	2,330	2,275	2,226	2,218
合計	4,125	4,128	4,104	4,127	4,089	3,986	3,866	3,897

表3 入院患者数（疾患別）

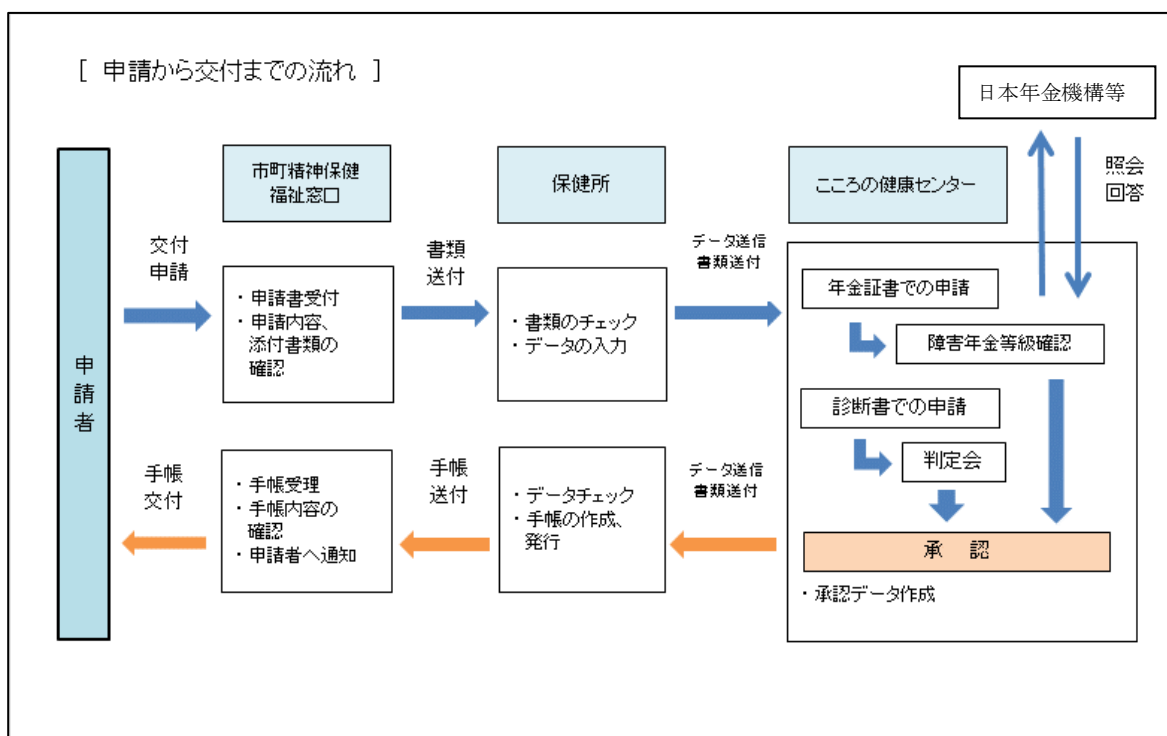
疾患 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
F0 症状性を含む器質性精神障害	852	816	832	894	831	848	865	885
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	113	104	106	105	106	96	88	96
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,490	2,500	2,485	2,433	2,446	2,362	2,254	2,208
F3 気分（感情）障害	337	354	330	333	349	340	346	374
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	51	58	55	56	61	52	46	54
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	17	17	9	12	22	9	11	11
F6 成人の人格及び行動の障害	16	15	19	16	17	20	12	25
F7 精神遅滞	102	119	109	100	118	109	105	120
F8 心理的発達の障害	68	60	50	65	46	65	55	60
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	21	32	29	33	33	37	36	34
てんかん (F0に属さないものを計上)	41	33	29	23	23	19	22	14
その他	17	20	51	57	37	29	26	16
合計	4,125	4,128	4,104	4,127	4,089	3,986	3,866	3,897

10 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰や自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されている。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、「診断書添付」によるものと「年金証書（写）添付」によるものの2種類がある。

「診断書添付」によるものは判定会で判定を行い、「年金証書（写）添付」によるものは日本年金機構中央年金センター等に障害年金受給の有無及び等級などを照会し、各々おおむね月2回の承認事務を行っている。



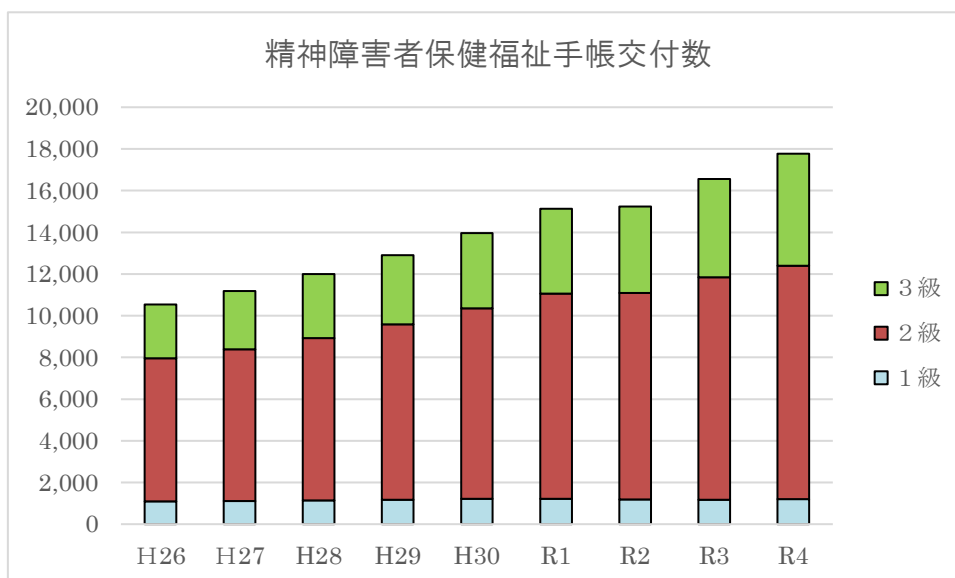
(1) 令和4年度 交付状況

	診 断 書	年 金 証 書	合 計
交 付 者 数	5,616	3,705	9,321
うち新規	1,771	232	2,003
うち更新	3,845	3,473	7,318

令和4年度中の交付者数9,321件のうち、新規は2,003件で21.5%を占めており、昨年度の19.4%に比べ増加している。申請の方法は診断書によるものが60.3%、年金証書によるものが39.7%であった。

(2) 手帳の所持者数 (各年度末)

年度 等級	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1 級	1,088	1,117	1,140	1,170	1,220	1,223	1,188	1,176	1,203
2 級	6,874	7,279	7,794	8,423	9,130	9,845	9,908	10,669	11,190
3 級	2,573	2,784	3,059	3,309	3,621	4,059	4,144	4,714	5,373
計	10,535	11,180	11,993	12,902	13,971	15,127	15,240	16,559	17,766
伸び率	105%	106%	107%	108%	108%	108%	101%	109%	107%



手帳の所有者数は、優遇制度の増加に伴い、平成17年度までは対前年度比で大きな伸び率（17%～32%）を示していた。伸び率は平成18年度に初めて一桁台（6%）になり、平成26年度以降も一桁台の伸び率で、手帳所持者の増加傾向が続いている。

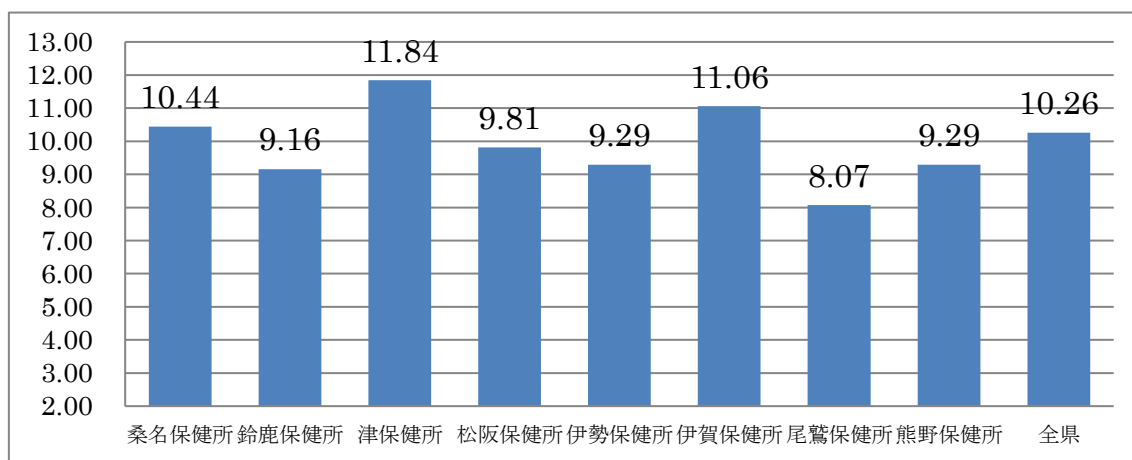
(3) 保健所別 手帳所持者数及び所持率

(令和5年3月末現在)

※ 管内人口は令和5年4月1日現在

等級 保健所名	1級	2級	3級	合計	対千人当たり 所持率 ※
桑名保健所	485	3,895	1,691	6,071	10.44%
鈴鹿保健所	138	1,293	785	2,216	9.16%
津保健所	225	1,997	974	3,196	11.84%
松阪保健所	87	1,184	681	1,952	9.81%
伊勢保健所	108	1,303	621	2,032	9.29%
伊賀保健所	128	1,146	490	1,764	11.06%
尾鷲保健所	13	158	61	232	8.07%
熊野保健所	19	214	70	303	9.29%
全 県	1,203	11,190	5,373	17,766	10.26%

対千人あたり所持率



1 1 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務

平成14年度から精神通院医療費公費負担制度の「判定事務」及び「承認事務」を行っていたが、平成18年度に同制度が「障害者自立支援法」に移行されたことにもない、平成22年度に診断書の内容審査等の「判定事務」はセンターで行い、受給者証の発行等の「承認事務」は各保健所で行うことに整理された。

なお、平成25年度に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に移行されている。

この制度は、精神障がい者の社会復帰の早期実現をめざし、精神障がい者が病院等で適正医療を受けやすくするために、医療費の90%に相当する額を保険給付とあわせて公費で負担する制度である。

(1) 受給者証認定申請件数（令和4年度）

単位：件数

申請件数	承認件数		不承認	取下げ	保留	
19,932	19,838	新規	4,573	6	7	81
		更新	15,265			

注) 承認件数には、前年度に保留となり承認された件数を含む。

(2) 受給者証所持者数（年度別）

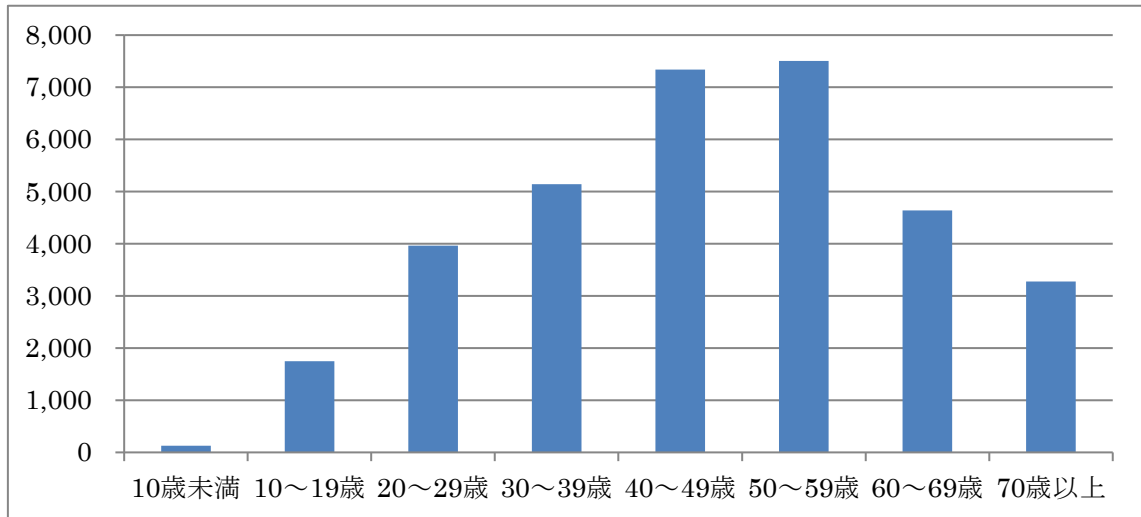
単位：人

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
所持者数	25,460	26,017	26,972	27,883	28,866	30,263	32,963	32,437	33,730
対前年度 伸び率	1.04	1.02	1.04	1.03	1.04	1.05	1.09	0.98	1.04

(3) 受給者証所持者数（年齢別）

単位：人

10歳 未満	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70歳 以上	計
126	1,747	3,963	5,139	7,338	7,504	4,637	3,276	33,730



（４）受給者証所持者数（疾患別）

疾患名			人数	割合
1	器質性精神障害	(F0)	1,045	3.1%
2	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	(F1)	492	1.5%
3	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	(F2)	7,760	23.0%
4	気分障害	(F3)	14,102	41.8%
5	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	(F4)	3,731	11.0%
6	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症状	(F5)	133	0.4%
7	成人の人格及び行動の障害	(F6)	154	0.5%
8	精神遅滞	(F7)	611	1.8%
9	心理的発達の障害	(F8)	2,084	6.2%
10	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	(F9)	1,216	3.6%
11	てんかん	(G40)	2,303	6.8%
12	分類不明		99	0.3%
合計			33,730	100.0%

（５）受給者証所持者数及び所持率（保健所別）

（令和5年3月末現在）

保健所名	項目	令和4年度	管内人口	千人あたり所持率
桑名保健所		12,408	581,303	21.35 ‰
鈴鹿保健所		4,598	241,907	19.01 ‰
津保健所		5,593	269,973	20.72 ‰
松阪保健所		3,415	199,046	17.16 ‰
伊勢保健所		3,327	218,802	15.21 ‰
伊賀保健所		3,444	159,467	21.60 ‰
尾鷲保健所		451	28,750	15.69 ‰
熊野保健所		494	32,615	15.15 ‰
全 県		33,730	1,731,863	19.48 ‰

※ 管内人口は三重県ホームページ・みえDATABOXから令和5年4月1日現在データより算出

1.2 その他

(1) 心神喪失者等医療観察法関連

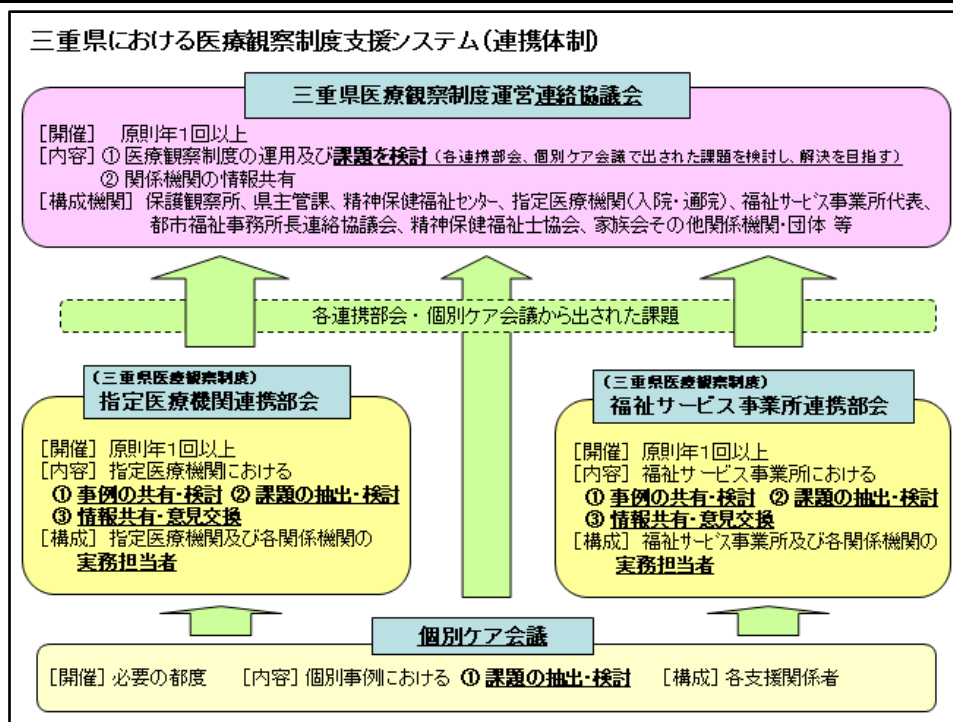
「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」は平成15年7月に成立・公布され、平成17年7月に施行された。

同法では、保護観察所が対象者の処遇のコーディネーター役を果たすこととされている。対象者ごとに地域での医療や援助に携わるスタッフによる「地域処遇検討会議」「ケア会議」が開催され、情報の共有や処遇方針の統一を図っている。

【支援状況】

当センターでは、対象者の退院後の地域生活に向けた「地域処遇検討会議」及び「ケア会議」に参加し、各地域機関へ技術支援を行っている。また「三重県医療観察制度運営連絡協議会」「三重県医療観察制度指定医療機関連携部会及び福祉サービス事業所連携部会」等の開催は、三重県医療保健部健康推進課精神保健班及び津保護観察所と協力して運営を行っている。

内 容	回数
「地域処遇検討会議」「ケア会議」への参加	9回
連絡協議会・部会等への参加	2回



(2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業は、平成15年度からモデル事業としてスタートした。平成18年度からは県内全圏域を対象として相談支援事業所等への委託事業として実施され、各圏域単位で「地域移行支援協議会」が開催された。

その後の制度改正で地域移行支援協議会は廃止されたが、地域支援ネットワークの場合は、各圏域・市町障害者自立支援協議会の「精神部会」「地域移行部会」等に引き継がれ、主に障がい者（総合）相談支援センターなどが中心となって開催している。

【支援状況】

当センターでは、地域づくり（地域支援ネットワークの整備）の視点から、各地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議への支援のため、地域の「精神部会」「地域移行部会」等に参加している。

内 容	参加・支援回数
「精神部会」「地域移行部会」等への参加	9回

(3) 三重県障害者自立支援協議会への参加

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、県・圏域・市町の各単位で障害者自立支援協議会が開催されることになった。県障害者自立支援協議会の事務局は「県障がい福祉課・健康推進課・こころの健康センター」となっている。

県障害者自立支援協議会には、「運営会議」のほか、「基幹相談支援センター等会議」「地域移行課題検討部会」「人材育成検討部会」等が位置付けられており、相談支援体制強化・自立支援協議会活性化に向けたシステムづくりに取り組んでいる。

【支援状況】

当センターでは、精神障がい者支援・地域支援ネットワーク（地域づくり）・支援者への人材育成の視点から、県障害者自立支援協議会に参加している。

内 容	参加・支援回数
県障害者自立支援協議会・運営会議等への参加	2回

(4) 学会発表等

- ・楠本みちる 「社会生活統計指標からみた自殺死亡率：平成27年のデータをもとにして」 臨床精神医学 第51巻第5号
- ・楠本みちる 中西園弓 芝田伊津子 野殿照子 特集 全国の精神保健福祉センターにおける自殺対策の取り組み「三重県の自死遺族支援について」 精神神経学雑誌 第125巻第6号

Ⅲ 資料集

1 メールマガジン（第 46 号～第 49 号）

第 46 号	令和 4 年	6 月発行
第 47 号	令和 4 年	9 月発行
第 48 号	令和 5 年	1 月発行
第 49 号	令和 5 年	2 月発行

センターだより こころの健康 第46号

令和4年6月発行

三重県こころの健康センターです。初夏の風を感じる六月となりました。
第46号は、依存症、特にギャンブル等依存症についてお伝えします。

ギャンブル障害集団プログラム



当センターでは、ギャンブル等の問題で悩んでいるご本人を対象に、集団プログラムを実施しています。内容は主に、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム：SAT-G (Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder)を用います。ギャンブル等の悩みを持つ仲間と一緒に、ギャンブル等に頼らない生き方を探してみませんか。

SAT-Gとは？

SAT-Gとは、ギャンブルとの付き合い方を見直すきっかけを求めている当事者の方とその支援者のために開発された「依存症回復のためのプログラム」で、全6回、1回2時間程度のセッションで構成されています。

SAT-Gでは、専用のワークブックを用いて、読み合わせと課題ワークを行います。当事者が、自分自身の目標を定めたうえで、ギャンブルから離れた生活を取り戻すために必要な知識を学び、再開のサイン、引き金、それを避ける工夫、再開してしまった時の対処などを、同じ悩みを持つ仲間と専門職員と共に考えていきます。



島根県立心と体の相談センター
— 第5版 —

興味を持たれた方、下記までお気軽にお問い合わせください。

- 開催日時 :原則として奇数月 第2土曜日 14:00~16:00 (※11月は第3土曜日)
※日程を変更することもあります。
- 場 所 :三重県こころの健康センター 図書資料室
三重県津庁舎 保健所棟2階 (津市桜橋3丁目446-34)
- お申し込み・お問い合わせ先 :三重県こころの健康センター 技術指導課
TEL 059-223-5243

依存症問題家族教室



依存症は、治療や支援へのつながりにくさがあります。そのため、最初に相談に来てくれるのは、本人よりもその家族であることが多く、依存症の影響により疲弊しています。家族が正しい知識を持って本人に適切に働きかけることで、本人の治療・回復につながりやすくなります。



当センターでは、薬物・アルコール・ギャンブル等の依存問題を持つ方の家族を対象に、多くの悩みや不安について一緒に考えたり、話し合ったりする場として、「依存症問題家族教室」を開催しています。各回毎に異なるテーマを設け、様々な視点から「依存症」について学び、『CRAFT』という家族プログラム等を活用して、適切な対応方法を考えていきます。

家族が同じ立場にいる仲間の話を聞くことは、家族自身を振り返る機会や、家族として「依存症」に向き合うための支えやヒントを得る機会になると言われています。

今年度は年間4回の開催を予定しています。みなさまのご参加をお待ちしています。

- 開催日 : 令和4年5月から令和5年1月(全4回シリーズ)
14:00~16:00(テーマミーティング + 家族ミーティング)
- 場 所 : 三重県こころの健康センター ストレスケアルーム
三重県津庁舎 保健所棟2階 (津市桜橋3丁目446-34)
- 対 象 : 依存症問題等でお悩みのご家族
- お申し込み・お問い合わせ先 : 三重県こころの健康センター 技術指導課
TEL 059-223-5243

開催日	テーマミーティング ※変更する場合があります。
5月20日(金)	「依存症の理解」「コミュニケーションを変える」
8月19日(金)	「あなた自身の生活を豊かにする」
10月21日(金)	「望ましい行動を増やす方法／望ましくない行動への対応」
令和5年1月20日(金)	「依存症とその回復」

依存症にかかる個別相談

三重県こころの健康センターでは、アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等をはじめとする依存症問題に悩まれている本人やそのご家族等の相談に応じています。

平成31年1月、当センターは、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症における三重県全体の核となる相談拠点となりました。また、地域の相談拠点は県内の保健所となっております。



専門機関への相談に繋がるのが、回復の第1歩となることがあります。周囲に打ち明けづらい悩みを一人で抱え込まず、ぜひお気軽にご相談ください。

- ひきこもり・依存症専門 電話相談(三重県こころの健康センター)
TEL 059-253-7826
毎週水曜日 午後1時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

- ひきこもり専門 面接相談(予約制)
- 依存症専門 面接相談(予約制)



発行: 三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2階

TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>



サポートします!
こころの健康

三重県こころの健康センターです。第47号は「自殺予防週間」についてお伝えします。
また、残暑が続きますが、体調を崩されることのないよう気をつけてお過ごしください。

9月10日～16日は自殺予防週間です

自殺予防週間とは、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及し、これらに対する偏見をなくすとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法について国民の理解の促進を図ることを目的とするものです。例年、9月10日～9月16日までとしています。

三重県においても、令和3年は297人※の方が亡くなられています。働き盛りの中高年(30～60歳代)が全体の約6割を占めています。自殺の多くは「健康問題」や「経済・生活問題」等の様々な要因が連鎖しています。

大切な命を守ることを広く県民の皆さんに呼びかけるため、各庁舎、県立図書館、大学等で自殺予防週間の啓発活動を行います。ぜひご覧ください。



『いつもと違う様子』は、メンタル不調の初期サイン！

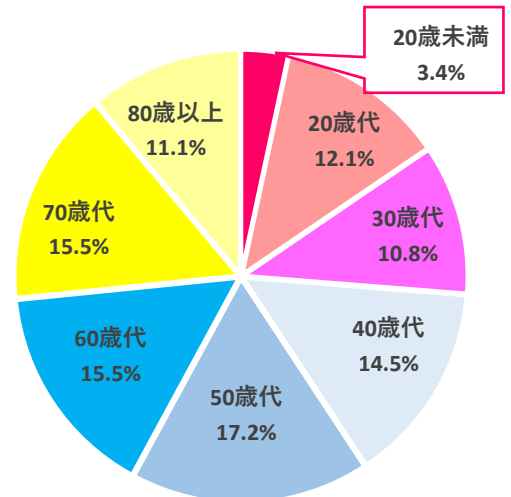
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症対策のための生活の変化や経済状況等が大きなストレスをもたらしています。

大変な状況の中で、人間関係、経済問題、子育てや介護疲れ等の悩みから身体面・精神面に不調をきたすなど自殺の危険性が高まっている人たちが少なくない状況です。

眠れない、食欲がない、イライラする、不安になるなど「いつもと違う様子」が2週間以上続いている方は、メンタルヘルス不調のサインかもしれません。

今抱えている悩みを「**困ったなぁ…どうしよう…**」と放置してしまわずに、早めに身近な人や相談機関に話してみましよう。 **ひとりで抱え込まず、相談してみませんか？**

令和3年
三重県の年齢別自殺者数の割合(%)



※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より

○自殺予防 自死遺族電話相談

月～金曜日 午後1時～午後4時 *祝日、年末年始を除く

フリーダイヤル 0120-01-7823 (三重県内のみ)・電話 059-253-7823

【休日・夜間電話相談】

月～金曜日 16時～24時、土日祝日・年末年始 9時～24時

ナビダイヤル 0570-064-556

○新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口

月～金曜日 午前9時～午後4時 *祝日、年末年始を除く 電話 059-253-7821



わかちあいの会について

自死でご家族を亡くされた方で集まり、突然亡くなった大切な方への悲しみや深い思いを語り合う場『自死遺族の集い(わかちあいの会)』を開催しています。安心して語り、聴くことで、同じ思いをした方々と思いを共感することができます。秘密厳守、無理に話さなくてもかまいません。

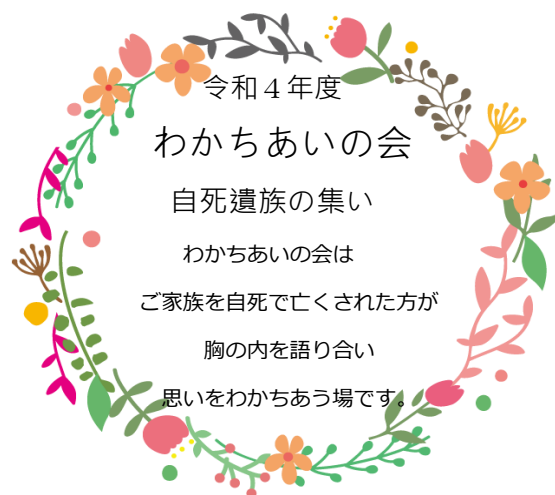
- ・開催日時:原則奇数月の第4土曜日 13時30分～15時30分
- ・参加費:無料
- ・参加ご希望の方はお問い合わせください。

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催を見合わせる場合もありますので、当センターホームページをご確認ください。

その他、三重県内には、自死遺族サポート団体『ガーベラ会』わかちあいの会もあります。

詳しくはこちらからご参照いただけます。

⇒ <http://www.miegabera.jp>



<ご案内> 近日開催予定のイベントです。詳細はセンターホームページをご覧ください。

令和4年度 相談窓口対応力向上研修会

「心の健康にかかわる相談窓口の弱点とは何かー日本で“最も”自殺の少ない町で気づいたことー」

令和4年9月6日(火)13:30～15:30 オンライン研修

講師 情報・システム研究機構統計数理研究所 医療健康データ科学研究センター

特任准教 岡 檀(おか まゆみ) 氏

講師の著書「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由(わけ)がある」に書かれていた、町で見つけた五つの自殺予防因子や生き心地の良さの視点は、相談対応や施策等の新たな気づきに役立つでしょう。

専門領域は、健康社会学、社会疫学、コミュニティ心理学など。

発行:三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2階

TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242

URL:<http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>



サポートします!
こころの健康

三重県こころの健康センター内には、平成25年から三重県ひきこもり地域支援センターが設置されています。三重県ひきこもり地域支援センターでは、令和4年度は、三重県のひきこもり事業の進展に伴い、ひきこもり多職種チームの設置、ひきこもり家族教室の拡大、ひきこもりネットワーク会議の充実、ひきこもり相談支援マニュアルの改定を行っています。今号は、その中からひきこもり家族教室についてご紹介します。

ひきこもり家族教室は、ひきこもりの方の家族を対象とする家族教室です。通常は、当センターで相談中の家族を対象として、津地域のみで4回シリーズで開催してまいりました。今年度は、当センターでの相談歴のない方も対象として、四日市、津、伊勢、尾鷲の県内4か所で、計5回開催しました。

また、家族教室参加後も当センターを含めたいずれかの相談機関や家族の集まり等に継続して相談できるよう、中断しないことに留意しました。家族教室に1回参加するだけでなく、相談や家族の集まりを継続していただくことが、より重要であるからです。

家族教室開催日

第1回	10月	7日	尾鷲
第2回	10月	13日	伊勢
第3回	10月	20日	四日市
第4回	11月	15日	津
第5回	12月	13日	津

ひきこもり家族教室は、職員による講義や当事者・家族・支援者による話等から構成される前半部分と職員をファシリテーターとしてグループに分かれての家族の懇談からなる後半部分で構成されます。



前半部分では、ひきこもりについての正しい知識や対応方法を学んだり、施策や社会資源等についての情報を得たりすることができます。後半部分では、家族という同じ立場の参加者の話を聞くことで孤立感が和らぎ、更に自分の気持ちを語ることで自らを振り返ったり、受け入れられることで連帯感や安心感を得ることができます。

今まで家族以外の人に話していなかったのに、初対面の多くの他人がいる家族教室の場で話すのは、非常に勇気のいることです。グループでは、話すことを強制されることはありません。他の人の話に耳を傾けることができれば、参加は可能です。そのことを予めお伝えしていますが、実際はほとんどの方が積極的に他の家族の前で話されています。時には、涙ぐまれる方もいます。初対面にもかかわらず家族という同じ立場の方と同席することで、受容された感覚を得られたのだと推測します。グループは、心を開いて参加するならば受け入れられる場所なのです。

今年度は第4回に、フィナンシャルプランナー（FP）の方によるライフプランについての講義も実施しました。当事者のことで長期間悩んでいる家族の方に、ライフプランという新たな視点で、家族自身のことを考えていただくという提案でした。

三重県こころの健康センターでは、複数のグループ（集団精神療法）を従来から運営してきました。ひきこもり家族教室、わかちあいの会（自死遺族の集い）、依存症問題家族教室や当事者を対象としたギャンブル障害集団プログラムがそれです。グループを実施する際に参加者にお伝えしているのは、以下の点です。

- 1 グループの中で話されたことは、外では話さない。
- 2 言いたくないことは言わなくてよい。
- 3 ほかの参加者の批判をしたり、助言をしようとするしない。
- 4 グループが安全に運営できるよう協力していただく。



集団精神療法を行うために必要な最低条件の1つとして、バウンダリーboundary（境界）が守られていることが挙げられます。グループが外的な事情によって脅かされないこと、コンダクターや参加者がグループに集中できる場所が確保できること、グループを定刻に始めて定刻に終わるためにできるだけ配慮をすることなどです。以前から予約なしで突然来所される方には当日の参加についてはお断りして別途対応させていただいてきました。参加のタイミングがあることは確かですが、参加者のためにグループの安全な運営を優先する場合があります。今年度は、外部の見学者の方の参加をお断りしましたが、それは私たちが新しい試みに集中するためでした。見学者は、家族ではないし何も話さないのだから、参加者ではないという人がいます。しかし、話さなくても同じ場において空気や情報を共有しているので、準参加者なのです。考えてみると、参加者や実施者の安全が保たれねばならないということは、グループのみならず他の支援の場においても必要とされる条件ではないでしょうか。

現在県内各地で、ひきこもり支援体制の進展により、家族や当事者のグループが徐々に増えています。また、今後色々な分野でグループが運営されるようになることが予想されます。集団精神療法の基礎について学ぶ機会は少ないと思いますが、今後も機会をとらえて関係機関の皆様と共有していきたいと考えています。



近日開催予定のイベント

令和4年度 ひきこもり講演会

「ひきこもっていた私が見ていたものとひきこもり後に見えたもの」

講師 元ひきこもり経験者の方

令和5年1月30日(月) 13:30～15:30 三重県津庁舎6階大会議室



令和4年度 ひきこもり支援者研修会

「かかわり方の基本的考え方とコミュニケーション技術

～コンコーダンス・スキル の実践～」

講師 宝塚市立病院 武藤教志 氏
看護部 専門看護師

令和5年2月3日(金) 13:30～16:00 三重県津庁舎6階大会議室



ひきこもりに関する相談に関しては、当センターや各市町の相談窓口等、利用しやすいところをご案内下さい。

三重県ひきこもり地域支援センターのご案内



★ 来所相談・電話相談

- ・ 来所相談(予約制)
- ・ ひきこもり 依存症専門電話
059-253-7826
毎週水曜日 13時～16時
(年末年始を除く)
- ・ 多職種連携チーム
精神保健医療に特化した支援チームの活動

ひきこもりに関するお困りごとは、ひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談ください。



三重県内ひきこもり相談窓口

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000925594.pdf>

発行: 三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2 階

TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242

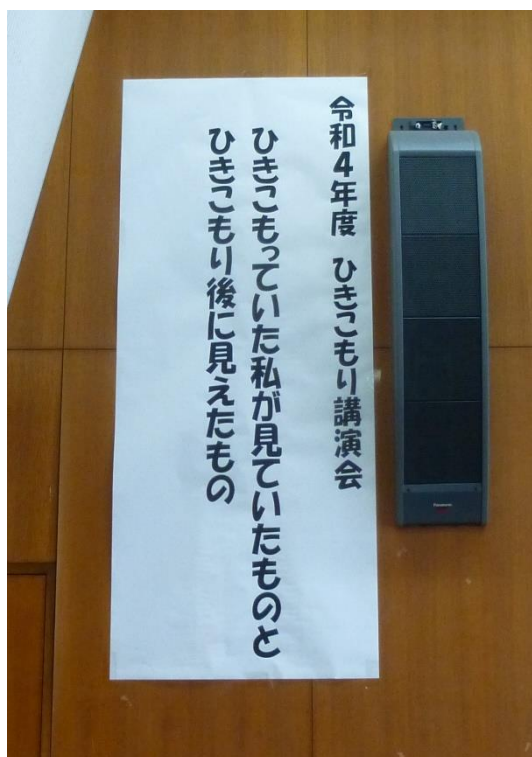
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>



サポートします!
こころの健康

三重県こころの健康センター内には、平成25年から三重県ひきこもり地域支援センターが設置されています。三重県ひきこもり地域支援センター（三重県こころの健康センター）では、令和4年度は、三重県のひきこもり事業の進展に伴い、ひきこもり多職種連携チームの設置、ひきこもり家族教室の拡大、ひきこもりネットワーク会議の充実、ひきこもり相談支援マニュアルの改定、アウトリーチマニュアルの作成等を行っています。

第48号に続き、今号もひきこもり増刊号として発行します。今号は、先日開催したひきこもり講演会とひきこもり支援者研修会についてご紹介します。



令和4年度のひきこもり講演会は、令和5年1月30日に三重県津庁舎大会議室において開催しました。「ひきこもっていた私が見ていたものとひきこもり後に見えたもの」と題して、元ひきこもり経験者の方に講演していただきました。このひきこもり講演会は、従来から実施しているものです。

講演の中では、「ひきこもるまで」「見える子、見えない子」「ひきこもりという状態、どう過ごしていたのか」「ひきこもりの中での変化」「人とのつながり」「ひきこもり当事者会の意味」「支援と周りの関係性」「働き始めるまで」「なぜ動けないのか」「親との関係」「社会に出て感じたこと」「つながることの難しさ」「ひきこもりのゴールとは」など、今までの軌跡をわかりやすく率直に話されました。講師の方のhistoryを伺いました。参加者の方も1時間余りの間、集中を切らさずじっと聞き入っている様子でした。

講演のあとは、当センター職員との対話を行い、講演の中でのキーポイントをいくつか確認しました。そして会場からの質問に対して講師にお答えいただきました。

講演の内容すべてが興味深かったのですが、特に以下の3点が印象に残っています。

1. 外出するようになって、新しいつながりを作ることは容易ではないこと
2. 将来や自分に対して希望を感じる事が重要であること。人から必要とされることは希望に繋がること
3. 当事者を尊重し、一緒に考え、想像できることを支援者に望んでいるということ

最近以下のような当事者の方々からの声を聞くことができました。

「相談場所や支援者が増えているが、当事者のことをあまり知らないのに解説をする支援者が増えていないだろうか。」「ひきこもりという言葉でひとくくりにするのではなく、1人1人の違った内面をきちんと理解する必要があるのでは。」

行政機関や支援者にとっては耳の痛い話です。



後者のご意見については、疾患などについて従来から言われてきたことと似ている部分があると思われまます。

例えば、うつ病の方が大勢いたとします。うつ病という病気や対応方法、治療が必要なことなど、疾患としての共通性があります。しかし、1人1人は、全く別の人間です。どのような家庭に生まれて、どのような期待をかけられて育ったのか、どのような教育を受けてきたのか、どのような人生を歩んできたのか・・・これらを「同じ」と「違い」という言い方で表現することができます。難しい言い方をすると「共通性」と「個別性」でしょうか。うつ病という「共通性」と、各人の個性や人生は違うという「個別性」です。この、「同じ」と「違い」の視点を持つことで、理解を深めることができると思います。

相談担当者の側からすると、多くの相談を受けなければならない現状があり、職場からも要求されている場合もあるかもしれません。しかし、ひきこもりも含めて精神保健の相談にのるということは、1人1人の人生のお供を一時期させていただくことだと思います。限られた時間の中でもじっくりとお話を伺う技術が必要かもしれません。



令和4年度 ひきこもり支援者研修会 は、「かかわり方の基本的考え方とコミュニケーション技術～コンコーダンス・スキルの実践～」と題して、令和5年2月3日に三重県津庁舎大会議室で開催しました。講師は、宝塚市立病院看護部 専門看護師 武藤教志先生でした。

コンコーダンスとは、1970年代英国で地域移行が進む際に開発された、患者(被支援者)を支えるためのコミュニケーション技術です。

ちなみに、ここで患者という言葉は、相談者、被支援者等の言葉に置き換えても問題はありません。内容的には、心理的介入技術であり通常は心理技術者の専門分野ですが、武藤先生は、リエゾンナースとしての臨床経験に基づき、担当している患者(被支援者)への心理的介入技術として組み立て直しているのです、むしろ相談担当者にも取り入れやすい講義内容ではないかと思いました。また、看護師としての臨床経験に基づいて、患者との適切な距離感や倫理的配慮などを踏まえた上で、心理的介入技術を展開されている様子を、素晴らしいと感じました。

コンコーダンス・スキル全体を学ぶには6日間くらいの研修時間を要しますが、今回は入門編として、個人ワーク、隣の座席の人とのディスカッションを含んだ、2時間半の講義をしていただきました。取り上げられた主な技術は以下の通りです。



1. 患者の用いている言葉を使う（焦点化、重点化）
2. 開いた質問と閉じた質問を使い分ける
3. 支持と承認を示す
4. スケーリング・クエスチョン
5. 矛盾を拡大する
6. 反映的傾聴

どれも有用ですが、一朝一夕には獲得できないものばかりです。「日常で使って練習して失敗しながら技術を身に付けていく」ことの必要性を武藤先生は述べられていました。

この研修会は、ひきこもり重点取組事業として、主に医療保健分野の支援者向けに開催したものです。しかし、ひきこもりは、精神保健上の多くのテーマの1つであり、この研修会内容もそのようなことを踏まえて三重県内の支援者に役立つ内容として企画しました。当日は医療保健分野のみならず、福祉、教育など他分野の方も大勢参加されていました。「難しいけれどもっと勉強したい。」「うまくいっていた事例にはこのような理論的背景があったのですね。」という感想を述べられた参加者もいらっしゃいました。今後も当センターの研修等で扱っていく予定です。自習のみでは難しい面もあるかもしれませんが、関心のある方は、著書を読まれることをお勧めします。

主に令和6年度から施行される改正精神保健福祉法では、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談対象が、「精神障害者とその家族」から「精神保健に関する課題を抱えるもの」に拡大されます。ひきこもり者の方の多くはまさにこの後者の範疇に属しています。



三重県ひきこもり地域支援センターは、三重県こころの健康センター（一般名を精神保健福祉センターといいます）内にあります。現在、ひきこもり地域支援センターは全都道府県・政令指定都市に設置されていますが、そのほとんどは、精神保健福祉センター内に設置されています。その理由がご理解いただけるかと思います。

来年度は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」と並行して「精神保健福祉センター運営要領」が改正される予定です。精神保健福祉センターの業務の中に、ひきこもりのみならず自殺、依存症、災害時精神保健などが位置付けられます。

三重県ひきこもり地域支援センター（三重県こころの健康センター）は、専門相談、ひきこもり多職種連携チーム、ひきこもり家族教室、家族のつどい、虹の会（家族の会）の運営、ひきこもり支援ネットワーク会議、ひきこもり講演会、ひきこもり支援者スキルアップ研修会、関係機関への技術支援等の事業を行っています。

三重県こころの健康センター（三重県ひきこもり地域支援センター）は、精神保健上のテーマの1つとしてのひきこもりについて、精神保健の立場に基づいて、当事者、家族、支援者や県民の皆様を対象として、三重県で必要とされている技術や知見等の提供を含む種々の事業を今後も行っていく所存です。

ひきこもりに関する相談に関しては、当センターや各市町の相談窓口等、利用しやすいところをご案内下さい。

三重県ひきこもり地域支援センターのご案内



来所相談・電話相談



ぜひ、お気軽にご相談ください

- 来所相談（予約制）
- ひきこもり・依存症専門電話
059-253-7826
毎週水曜日 13時～16時
（祝日・年末年始を除く）
- 多職種連携チーム
精神保健医療に特化した支援チームの活動



『三重県内ひきこもり相談窓口』はコチラから



<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000925594.pdf>



サポートします！
こころの健康

発行：三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2階

TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

2 令和4年度 三重県こころの健康センター業務の方向性

●三重県こころの健康センター業務全般の方向性

1. 精神保健医療福祉行政において、総合的な技術支援を行う機関として精神保健福祉活動の推進の中核となる機能を備えるよう努力する。
2. メンタルヘルスに関する悩みを抱える人の人権に対して十分な配慮を払いながら業務を行う。
3. 三重県内の精神保健医療福祉における人材育成を念頭に業務を行う。
4. 公正な事務処理を行う。

●個別業務における方向性と具体的取り組み

1. 技術指導・技術支援

(方向性)

- ①保健所・市町を始めとして精神保健福祉に携わる支援機関への支援を行う。
- ②人材育成の観点から、技術指導・技術支援を行う。

(具体的取組)

支援機関からの相談、事例検討などに積極的に応じる。

2. 教育研修（精神保健福祉基礎・専門研修）

(方向性)

「精神保健福祉」をテーマにした、関係機関職員のスキルアップを目的とした研修とする。

(具体的取組)

精神保健福祉に関して、専門的で時宜を得た内容の研修を企画する。

3. 普及啓発（広報啓発・情報発信）

(方向性)

- ①利用しやすいホームページ作成に心がける。
- ②メールマガジンなど、引き続き積極的な啓発・情報発信に取り組む。

(具体的取組)

- ①ホームページによる情報発信・情報提供をタイムリーに行う。
- ②関係機関や県民向けのメールマガジン（年数回発行）を継続する。
- ③県民公開講座や街頭啓発などの普及啓発活動を行う。

4. 精神保健福祉相談（専門相談）

（方向性）

「ひきこもり・依存症」「自殺予防・自死遺族」の専門相談の体制を継続するとともに、相談の質の向上に取り組む。

（具体的取組）

- ①他の相談機関で実施し難い専門的な相談を受ける。
- ②疾患、状態像、今後の見通しなどの評価を行い、必要時は適切な関係機関につなぐ。

5. 組織育成・支援

（方向性）

三重県内の団体を束ねている機関・組織を対象に、活動が活性化するよう支援を行う。

（具体的取組）

種々の当事者団体、家族会などへの支援を行う。三重県精神保健福祉協議会の事務局運営を行う。

6. 薬物相談ネットワーク事業（依存症対策）

（方向性）

三重県内の依存症の支援ネットワークを機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取組）

- ①関係機関による依存症支援ネットワークを機能させるため、各圏域でネットワーク会議を開催する。
- ②依存症相談に対応できる人材を育成するための研修会を開催する。
- ③当センターの依存症相談機能を充実させ、家族教室を開催する。

7. ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

（方向性）

「三重県ひきこもり地域支援センター」として相談技術の向上を目指す。市町を中心とした関係機関に対して技術支援を実施する。また、ひきこもり支援ネットワークが機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取組）

- ①ひきこもり相談機能を充実させ、家族教室・家族のつどいを開催する。
- ②ひきこもり相談に適切に対応できる人材を育成するための研修会を開催する。
- ③関係機関による「ひきこもり支援ネットワーク」を機能させるため、ネットワーク

会議を開催する。

- ④「ひきこもり社会資源情報」の作成・運用を行う。

8. 自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター）

（方向性）

- ①市町が、地域特性にあった自殺対策計画を策定し、効果的な自殺対策を推進できるよう支援する。
- ②自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう関係機関のネットワークの推進を図る。

（具体的取組）

- ①地域でより自殺対策が実施できるよう所管課・保健所等と連携し、市町・民間団体への相談支援、技術的助言、自殺統計等必要な情報を提供する。
- ②自殺予防に関する各種研修会を実施し、人材育成を行う。
- ③関係機関が集まる場を提供し、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。

9. こころの健康危機管理

（方向性）

- ①関係機関が「災害時のこころのケア」と「D P A T」の役割を理解し、取り組めるように体制づくりを行う。
- ②災害時のこころのケアについての情報提供と啓発に取り組む。

（具体的取組）

- ①D P A Tや災害時のこころのケア等に関する研修会を開催し、災害時精神保健医療に関する知識・技術の普及を図る。
- ②ホームページやメールマガジンなどで情報提供、啓発を行う。

10. 三重県精神医療審査会の審査に関する事務

（方向性）

- ①精神保健福祉法に基づいた適切な対応を迅速に行う。
- ②入院患者の人権擁護の視点を強化していく。

（具体的取組）

- ①精神医療審査会全体会で審査の趣旨を確認し、課題・問題点等を議論する。
- ②退院請求等の意見聴取の調整などを迅速に行い、入院患者の人権擁護が滞りなく行われるよう努める。
- ③入院患者、家族等からの電話や手紙などには、精神保健福祉法に基づき、適切で丁寧な対応を行う。

11. 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定

(方向性)

精神保健福祉法や障害者総合支援法に基づいて、保健所・市町と連携しながら、適切な業務を行う。

(具体的取組)

情報共有の場を持つ（保健所担当者会議の開催など）。

12. その他

(1) 保健所担当者会議の開催

(方向性)

保健所職員に対して精神保健に関する知識や技術について提供し、情報共有を行い、意思疎通を図る。

(具体的取組)

保健所担当者会議を実施する。

(2) 三重県精神保健福祉協議会事務局の運営

(方向性)

①三重県精神保健福祉協議会の事務局として、引き続き精神保健福祉の「普及・啓発」及び「団体の育成」を行う。

②三重県精神保健福祉協議会の活動PRに取り組む。

(具体的取組)

①メンタルヘルスだより「りれいしょん」を発行し、精神保健福祉の普及・啓発を行う。また、助成事業により、団体の育成を行う。

②三重県精神保健福祉協議会会長表彰、三重県福祉関係功労表彰候補者の推薦事務を行う。



令和4年度版
三重県こころの健康センター所報

令和6年2月発行

三重県こころの健康センター
(精神保健福祉センター)

〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34
三重県津庁舎保健所棟2階
電話 059-223-5241 (代)